

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

令和4年8月

大阪府指定出資法人評価等審議会

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

目 次

- 1 再点検の経緯・視点
- 2 再点検結果
- 3 別紙資料（再点検による審議会意見）

【参考資料】

- ・ 指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票
- ・ 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

1 再点検の経緯・視点

(1) 今回の再点検の経緯等

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検については、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることが想定されることから、当審議会において、一定の期間（概ね3年間）ごとに、人的関与の継続の要否を確認しており、令和元年7月には、府が関与する16法人23ポストについての再点検に関する意見書をとりまとめた。今回の再点検については、前回再点検の時期より、概ね3年が経過したことから、前回審議会意見書を踏まえ、再度の点検を実施するものである。

【今回再点検の経過】

第1回（令和4年6月29日）

○個別審議・一括審議ポストの仕分けについて審議

第2回（令和4年7月1日）

○個別審議ポストの法人所管部局に対するヒアリング・質疑（2法人3ポスト）

第3回（令和4年7月12日）

○個別審議ポストの法人所管部局に対するヒアリング・質疑（1法人3ポスト）

第4回（令和4年7月29日）

○審議会意見のとりまとめに向けた審議（一括審議ポスト）

第5回（令和4年8月9日）

○審議会意見のとりまとめに向けた審議（個別審議ポスト）

第6回（令和4年8月22日）

○「大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書」の成案に係る審議

(2) 再点検の視点

再点検にあたっては、「法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により必要性の検討を行う」という、これまでの再点検の視点により審議を行った。

また、ヒアリングにあたっては、法人としての「取り組むべき課題の重要性」及び「法人課題と対象役員の職務との関連性」を中心に、「府の人的関与の必要性」について慎重に検討を行い、最終的に以下のとおり、審議会として意見をとりまとめたところである。

2 再点検の結果

前述の視点に立ち、対象である14法人20ポストについて再点検を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 人的関与の必要性が認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められるとしたものは、15ポスト
- (2) 人的関与の必要性が条件付きで認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる）としたものは、5ポスト
- (3) 人的関与の必要性が認められない（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき）としたものは、該当なし

※再点検による個別ポストごとの審議会意見については、別添資料を参照

今回の再点検は、前回の点検から3年を経過して実施したが、これまでの複数回にわたる審議会意見を踏まえ、府としても適切にポストの見直しが行われてきたことから、結果として、新たに「人的関与の必要性が認められない」としたポストはなかった。

しかしながら、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、今後とも、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることも予想されることから、引き続き、概ね3年が経過するごとに人的関与の継続の要否について点検していくことが必要と考える。ただし、法人を取り巻く状況に変化が生じたり、審議会意見の内容に進捗があった場合には、随時に人的関与の再点検を行うことが必要である。また、府においては、指定出資法人の経営評価等を通じて、常日頃から適切に法人の経営状況を把握し、指導・調整を講じていくべきであると考えている。

人的関与の必要性が認められたポスト（一覧） <令和4年8月>

※人的関与の必要性

- ・認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

※審議方法

- ・個別・・・前回検核結果より、法人が抱える課題等に变化のあるポストについて、法人所管部局へのヒアリングを実施の上、審議。
- ・一括・・・前回検核結果より、法人が抱える課題等に变化のないポストについて、ヒアリング等を省略の上、審議。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性			審議方法		大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	個別	一括	
1	(公財)大阪国際平和センター (H1.7.25)	業務執行理事 (常勤)	○				○	<p>当該法人は、府市の共同事業として、常設展示や特別展などを通じ戦争の悲惨さを次代に伝え、平和の尊さを発信していく役割を求められている。</p> <p>また、代表理事が非常勤であることから、業務執行理事は、法人の実質的な責任者として、また、実務面において、府・市の平和施策に関する方針をしっかりと把握し、法人に求められる役割を果たしていくためにも、関係機関・団体等の様々な意見を受け止め、バランス感覚をもって法人経営にあたりうる府関係者が継続的に就任することには、一定の妥当性が認められる。</p>
2	(公財)大阪府国際交流財団 (H1.1.25)	常務理事 (常勤)	○				○	<p>当該法人は、府内在住外国人や外国人旅行者の増加が見込まれるなか、多文化共生の拠点機関としての役割を担っており、府施策と連携した環境整備や機能強化が求められている。</p> <p>また、多文化共生社会実現のために外国人向けのワンストップ相談窓口の整備や、災害発生時における在住外国人や外国人旅行者に対する災害時多言語支援の強化も重要課題であり、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ避難民に係る支援など新たな変化の中で多様化する外国人のニーズに柔軟に対応するため、府と法人との密接な連携が求められており、府関係者を就任させる必要性が認められる。</p>
3	(株)大阪国際会議場 (S33.8.9)	専務取締役 (常勤)	○				○	<p>当該法人は、令和元年度から令和10年度まで指定管理者として、府立国際会議場の管理運営を行うこととしており、府への納付金の確保など指定管理応募時の提案内容の確実な履行が求められる。今回の指定管理期間中には、大規模修繕が予定されており、修繕を担う府との間で綿密な調整を行う必要があり、加えて、今後誘致が予定されているIR施設との住み分けなど将来を見通した戦略立案についても、府との連携が必要であるため、府関係者の役員就任の必要性が認められる。</p> <p>また、当該法人に対する府の出資比率は50%、議決権比率は50.34%であり、最大株主として、引き続き、財務の健全性を維持した法人経営を行うために、府関係者を役員に就任させ、法人経営に関与させていくことが必要。</p>
4	(公財)大阪府保健医療財団 (S40.7.26)	理事長 (非常勤)		○			○	<p>当該法人については、がん検診の受診率向上や精度管理の充実、循環器病対策のためのデータ分析などにおいて、府施策との連携・一体性が一層求められており、また、法人経営の自立化に向け収支均衡を図ることが急務となっている。これらのことから、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、医療分野において行政的調整能力を發揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められる。</p>
5	(公財)大阪産業局 (H31.4.1)	常務理事 (常勤)	○				○	<p>大阪の中小企業等の経営力強化や創業支援事業など府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪市都市型産業振興センターと統合し、大阪産業局として業務を開始した法人。府・市中小企業支援施策の推進における中核的支援機関であり、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の取組みも要することから、引き続き、府の関与の必要性は認められる。</p>
6	(公財)千里ライフサイエンス振興財団 (H2.7.31)	専務理事 (常勤)	○				○	<p>府内ライフサイエンス産業振興のために、「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業を強化するにあたっては、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要性が認められる。</p> <p>また、理事長を含め他役員が全て非常勤であり、専務理事を唯一の常勤役員として配置しているが、役員の役割分担、とりわけ資産運用については、検討が必要。</p>
7	大阪信用保証協会 (S23.10.26)	常務理事 (常勤)	○				○	<p>当法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため府が主体となって設立した大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会が統合した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。</p> <p>また、制度融資等に対する損失補償（R3年度・約12億円）など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要があると認める。</p>
8	(公財)西成労働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)		○			○	<p>当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。</p> <p>また、あいりん労働福祉センターの建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>
9		業務執行理事 (常勤)	○				○	

※人的関与の必要性

- ・認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

※審議方法

- ・個別・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のあるポストについて、法人所管部局へのヒアリングを実施の上、審議。
- ・一括・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のないポストについて、ヒアリング等を省略の上、審議。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性			審議方法		大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	個別	一括	
10	(一財)大阪府みどり公社 (S61.2.28)	理事長 (常勤)	○				○	当該法人は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年12月公布)に基づき、平成26年5月に、農地中間管理機構として知事から指定を受けるなど、準公的機関としての位置づけが強まっており、府と密接な連携のもとに事業を推進できる府関係者の継続的配置は必要と考える。
11	(公財)大阪府都市整備推進センター (R2.4.1)	理事長 (常勤)	○				○	市街地の整備・開発や公共用地の有効活用など大阪府域における秩序ある良好な市街地形成のため、令和2年4月に大阪府タウン管理財団と統合し、業務を開始した法人。大阪府域全体のバランスをとりながら良質なまちづくりを推進し、また関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。 なお、常務理事(2名)については、法人統合によるメリットを最大限活かせるよう、次回一点検までに配置の必要性、配置形態や役割分担の検討が必要であり、それまでの間は、常務理事(2名)に府関係者が就任する必要性が認められる。
12		常務理事 (常勤)		○			○	
13		常務理事 (タウン事業本部担当) (常勤)		○				
14	大阪府道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)		○			○	料金体系の一元化を目指すハイウェイオーソリティー構想(都市圏高速道路等の一体的運営主体)の推進に向けて、少なくとも真面有料道路の移管が完了するまでは、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する必要があるため、引き続き府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。
15	大阪モノレール 【旧】大阪高速 鉄道(株) (S55.12.15)	代表取締役 社長 (常勤)	○				○	当該法人は、府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。 事業の状況としては、門真以南への延伸事業の本格化に伴い、大阪府と連携した瓜生堂車両基地整備工事やPC軌道桁製作架設工事などの着実な推進の必要性が生じている。当該法人の事業は府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は認められる。
16		代表取締役 専務 (常勤)	○				○	
17	大阪府土地開発 公社 (S49.5.1)	理事長 (常勤)	○				○	府の公共事業用地の先行取得が法人の事業であり、法人と府の関係では、実質的に法人は府のガバナンス下にあると言える。一方で、公共事業用地の先行取得は、場合によっては、府において収用案件となる可能性もあるなど、行政に特有の業務であることから、公共事業用地の買収等に精通した者を役員に配置することには、一定の合理性が認められる。
18		常務理事 (常勤)	○				○	
19	大阪府住宅供給 公社 (S40.11.1)	理事長 (常勤)	○				○	当該法人は、約21,400戸の公社賃貸住宅の管理・運営、府営住宅約117,000戸の計画修繕業務等を行うなど、良質な住宅、住環境の供給を行うという府施策を補完する役割を担っている。(令和3年度末時点) 約1,300億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約300億円と膨大であるため、公社債権の格付け(AA-安定的)の維持及び計画的な発行、公社賃貸住宅ストックの有効活用や、更なる住宅稼働率の向上等、財務基盤の強化に取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。 今後は、公的賃貸住宅の管理戸数縮減への取り組みが予定されており、当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は一定認められる。
20		副理事長 (常勤)	○				○	

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 目次

番号	法人名	役職名 (勤務形態)
1	(公財) 大阪国際平和センター	業務執行理事 (常勤)
2	(公財) 大阪府国際交流財団	常務理事 (常勤)
3	(株) 大阪国際会議場	専務取締役 (常勤)
4	(公財) 大阪府保健医療財団	理事長 (非常勤)
5	(公財) 大阪産業局	常務理事 (常勤)
6	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団	専務理事 (常勤)
7	大阪信用保証協会	常務理事 (常勤)
8	(公財) 西成労働福祉センター	代表理事 (非常勤)
9		業務執行理事 (常勤)
10	(一財) 大阪府みどり公社	理事長 (常勤)
11	(公財) 大阪府都市整備推進センター	理事長 (常勤)
12		常務理事 (常勤)
13		常務理事 (タウン事業本部担当) (常勤)
14	大阪府道路公社	理事長 (常勤)
15	大阪モノレール (株)	代表取締役社長 (常勤)
16		代表取締役専務 (常勤)
17	大阪府土地開発公社	理事長 (常勤)
18		常務理事 (常勤)
19	大阪府住宅供給公社	理事長 (常勤)
20		副理事長 (常勤)

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票1

法人名	公益財団法人 大阪国際平和センター					
法人所管課	府民文化部人権局人権企画課					
設立年月日	平成元年7月25日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	0名	うち府退職者	1名
			その他			0名
	非常勤	7名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数（常勤）	5名		うち府派遣	0名	うち府退職者	1名
主な事業概要	戦争と平和に関する資料の収集・保存・整備、展示及び調査研究・情報提供、大阪空襲犠牲者の追悼等 ・展示情報事業（常設展示、資料の収集・貸出、出かける展示等） ・企画事業（特別展、講演会、映画上映会、平和紙芝居、平和学習講座（教員向け）、戦跡ウォーク等） ・空襲死没者名簿、「刻の庭」の維持管理					
対象役員	業務執行理事					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの	3回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有					
（有の場合）	機関（会議）名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員		R3 3回	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○平和に関する深い見識とともに、政治的なバランス感覚、自治体が行うべき平和施策についての認識を併せ持ち、行政的な危機管理能力に長けた人物が、運営の中核には引き続き必要</p> <p>○展示に対する様々な（とりわけ批判的な）意見・要望に対する対応</p> <p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】</p> <p>○財団の総合的運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市が平和施策を共同実施するため財団法人という手法を採ったものであり、府市の平和施策の効果的な実現を担う財団であるという前提に立って、事業全般にわたり企画から実施まで総合的な判断を行う <p>○財団運営全般において政治的中立性・公平性を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団運営に当たり、様々な意見・要望、支援活動等にも配慮しながら政治的中立性を確保し、「公の施設」に準じた活動を行うための総合的な判断を行う <p>○財団運営の（事実上の）最高責任者として個人、関係団体等と折衝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況の中で支援層の拡大・効率的な財団運営に努力 ・財団の発信力強化のため、他施設等との連携強化を図る <p>○入館者増に向けた学校、団体等への働きかけ</p> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>戦争や平和については様々な考え方やスタンスがある中、（事実上の）最高責任者として政治的中立性・公平性を確保しながら、府施策の一環にふさわしい企画事業等を、事務局職員を差配して実施している。</p> <p>また、開館以来の全面更新を実現（H27.4）した常設展示に対する様々な（とりわけ批判的な）意見・要望にも、高度なバランス感覚を以って、府市の意向を汲み取りながら対応している。</p>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 平和に関する深い見識とともに、政治的なバランス感覚、自治体が行うべき平和施策についての認識を併せ持ち、行政的な危機管理能力に長けた人物が、運営の中核には引き続き必要
- 展示に対する様々な（とりわけ批判的な）意見・要望に対する対応

【上記課題に対する対応方針等】

引き続き府関係者を対象役員(業務執行理事)とする。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○財団の総合的運営

・府市が平和施策を共同実施するため財団法人という手法を採ったものであり、府市の平和施策の効果的な実現を担う財団であるという前提に立って、事業全般にわたり企画から実施まで総合的な判断を行う

○財団運営全般において政治的中立性・公平性を確保

・財団運営に当たり、様々な意見・要望、支援活動等にも配慮しながら政治的中立性を確保し、「公の施設」に準じた活動を行うための総合的な判断を行う

○財団運営の（事実上の）最高責任者として個人、関係団体等と折衝

- ・厳しい財政状況の中で支援層の拡大・効率的な財団運営に努力
- ・財団の発信力強化のため、他施設等との連携強化を図る

○入館者増に向けた学校、団体等への働きかけ

○R3年度成果

- ・入館者数 35,163人 (R2 28,088人)
- ・入館者満足度 94.9% (R2 94.0%)
- ・貸出資料利用件数 253件 (R2 237件)
- ・出かける展示実施回数 8回 (R2 7回)

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

本財団は、府・大阪市に成り代わって平和施策を行うため設立されたものであり、その運営の中核の役割を担うのが、対象役員（府関係者）である。

府関係者が対象役員（業務執行理事）から外れた場合、

- ・府民への成果還元や府施策の一環として相応しい企画事業等が行われなくおそれがある
- ・政治的な中立性・公平性を確保した財団運営が危ぶまれる
- ・（政治的な中立性・公平性を確保していても行政的な危機管理能力に長けていないと）政治的対立や外交問題に巻き込まれたり、紛争の場とされるおそれがある

以上のことから、引き続き府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票2

法人名	(公財)大阪府国際交流財団					
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局国際課					
設立年月日	平成元年1月25日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	8名	うち府派遣	名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		3名	うち府派遣	名	うち府退職者	名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の育成 ・外国人の受入促進、活動環境の整備 ・国際交流情報の収集及び発信 					
対象役員	常務理事兼事務局長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの		5回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or (無)					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
【前回見直し時における法人の課題等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・法人存続に当たり、平成30年3月に策定された第3期中期経営計画を確実かつ強力に推進する必要がある。 ・法人を存続するため、府が出捐した基本財産を維持し、持続的・安定的な法人経営が求められることから既存事業の見直しや新たな収入確保など積極的な対策を講じ、財政基盤の強化を図ることが必要である。 ・中期経営計画において、市町村・地域国際化協会等、NGO/NPOの多文化共生機能に係る活動を支援する「多文化共生の拠点機関」をめざすこととしており、今後とも府内の在住外国人や外国人旅行者が増加することが見込まれる中、府における多文化共生施策の一翼を担う機関として法人が重要な役割を果たしていく必要がある。 ・とりわけ、中期経営計画に重点事業として位置付けられた「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」については、府において対策を求められる喫緊の重要課題であり、府のガバナンスのもと、本法人が全力で取り組み、その成果を確実かつ最大限に上げることが求められている。 						
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】						
<ul style="list-style-type: none"> ・理事会の運営(理事長の補佐) ・法人運営に関する重要事項の意思決定(理事長の補佐) ・法人運営に関する大阪府幹部との調整 ・法人運営全般に関する業務執行 						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月に府は「法人存続」を決定し、平成30年3月に法人の第3期中期経営計画が策定された。本計画に基づき、法人の「事業基盤の確立」を図るとともに、「多文化共生機能の強化」を図り、市町村・地域国際化協会等、NGO/NPOの係る活動を支援する「多文化共生の拠点機関」をめざすこととなった。 ・平成30年4月1日付けで、多文化共生分野に造詣が深く、組織マネジメントの経験や能力を有する民間企業経営者が新たに理事長に就任した。 ・令和3年3月に、上記中期経営計画の策定から3年目を迎え、重点事業である「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」に関する事業等について、国や大阪府等から補助金・委託料等を確保し、予算規模や構造が当初の想定から変化していることを踏まえ、同中期経営計画の中間見直しを行った。 ・引き続き重点事業として、「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」を位置付、外国人のワンストップ総合相談窓口の整備・充実を図っており、また、「災害時多言語支援の強化」については、平成31年度から専用ウェブサイト及びアプリ(Osaka Safe Travels)の運営を行っている。 ・財務面においては、国や大阪府等から補助金や委託料等の必要な財源を確保し、資産運用において安全性に配慮しつつ、収益の確保に努めるとともに、一部の事業で受益者負担の考えを徹底するなど独自の収益確保にも努めた。また、事業の再構築や組織体制の見直し等による経費の抑制も行い、管理費の縮減を中心に大幅な収支改善を達成した。 ・令和2年6月の理事及び評議員の改選においては、多文化共生分野の有識者を多数選任し、多文化共生の拠点機関としての取組みを進めるための体制をさらに整備した。 						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・令和3年3月に見直し実施の中期経営計画を確実かつ強力に推進する必要がある。
- ・法人を存続するため、府が出捐した基本財産を維持し、持続的・安定的な法人経営が求められることから既存事業の見直しや新たな収入確保など積極的な対策を講じ、財政基盤の強化を図ることが必要である。
- ・中期経営計画において、市町村・地域国際化協会等、NGO/NPOの多文化共生機能に係る活動を支援する「多文化共生の拠点機関」をめざすこととしており、今後とも府内の在住外国人や外国人旅行者が増加することが見込まれる中、府における多文化共生施策の一翼を担う機関として法人が重要な役割を果たしていく必要がある。
- ・とりわけ、中期経営計画に重点事業として位置付けられた「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」については、府において対策が求められる喫緊の重要課題であり、府のガバナンスのもと、本法人が全力で取り組み、その成果を確実かつ最大限に上げることが求められている。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大や令和4年3月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻に伴う避難民の発生などの新しい状況にも適切に対応することが必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

大阪府のガバナンスを確保するため、府の人的関与を継続する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・理事会の運営（理事長の補佐）
- ・法人運営に関する重要事項の意思決定（理事長の補佐）
- ・法人運営に関する大阪府幹部との調整
- ・法人運営全般に関する業務執行

※具体的な実績評価

- ・法人唯一の常勤役員（常務理事兼事務局長）として、非常勤の理事長を補佐し、中期経営計画に基づき、法人の内外における調整及び意思形成等の法人運営のマネジメントを行い、業務を執行している。
- ・各理事や各評議員との十分な意思疎通を図り、安定的で円滑な法人運営を行っている。
- ・府の指定出資法人として、府の施策と緊密に連携を図り事業を実施している。特に法人の重点化事業である「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」については、府の重点課題でもあり、新型コロナウイルス感染症の拡大や令和4年3月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻に伴う避難民の発生などの新しい状況にも適切に対応しつつ、取り組みを進めている。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大によって一時は激減した来訪観光客数も今後は復活することが想定され、進展する我が国の少子高齢化を補完するためにも、引き続き、外国人労働者をはじめ在住外国人の人口は増え続けることが予想される。こうしたことから今後とも、法人のノウハウやネットワークを活用して、多文化共生機能の強化を図り、「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」に取り組むことは、本府にとっても重要な課題となっている。
- ・このため、非常勤である理事長（民間経営者）を補完し、法人の安定した経営を推進しつつ、本府の重要課題に対応するためにも、法人の事務局運営は常勤役員（常務理事）によるマネジメントが重要な鍵を担っている。
- ・また、府が出捐した多額の基本財産を維持し、持続的な法人経営を推進する面においても、法人経営（理事会）と事務局運営の両面において府が関与することが極めて重要である。
- ・これらのことから、常勤役員である常務理事兼事務局長には、高度な調整力やリーダーシップ、豊富な行政経験を有する府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票3

法人名	㈱大阪国際会議場					
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局企画・観光課					
設立年月日	昭和33年8月9日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	0名	うち府退職者	1名
			その他		2名	
	非常勤	14名	うち府派遣	2名	うち府退職者	0名
職員数（常勤）	20名		うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	①国際会議及び国内会議並びに文化、学術、芸術等各種催物の企画、誘致及び開催 ②内外商品等の見本市及び展示会の企画、誘致及び開催 ③会議施設及び展示場並びにこれらに付帯する施設、設備機器、備品等の賃貸及び管理運営等					
対象役員	専務取締役					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績(見込)	6回	うち臨時的に開催したもの	0回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	経営会議		社長、専務、常勤取締役、各課長、常勤監査役		月1回以上	
	営業戦略会議 常務会		社長、専務、常勤取締役、各課長 同上		月1回 月1回	
【前回見直し時における法人の課題等】						
<ul style="list-style-type: none"> 法人は、引き続き、令和元年度から同10年度までの10年間、指定管理者として府立国際会議場の管理運営を行う予定であり、指定管理応募時の提案内容の実現とともに、法人で策定した中長期経営計画の実現が求められる。 特に、次期指定期間は10年間としており、法人には、長期にわたり、今期よりも増額となる府への納付金（7.5億円/年度）や修繕に係る費用等を確保しつつ、健全な財務状況を基盤とした効率的な運営が求められる。 国際会議の誘致件数は、これまでのところ、毎年度目標を達しているが、公募時の提案で今期を上回る目標を掲げており、これまで以上に国際会議の誘致及び開催支援に取り組んでいく必要があり、さらなる誘致の強化が求められる。 また、府立国際会議場は開業から19年が経過し、指定期間中に計画的な大規模修繕が必要となる。大規模修繕は、府が担うこととなっており、工事の実施にあたっては、法人の経営への影響も踏まえつつ、施設の運営を担う法人と府との間で、綿密な調整を行う必要がある。 さらに、現在府が誘致に取り組んでいるIRには、大規模な国際会議場施設が設置される予定であるが、今後、府立国際会議場としてIR施設との住み分けなど、将来を見通した戦略の立案が求められる。 府は、法人に対し、全出資金の5割（3億円）を出資しており、引き続き法人の設立目的に沿った経営や、府への納付金の確保及び出資金の保全に適切な対応を講じていくことが求められる。 						
【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】						
<ul style="list-style-type: none"> 法人組織や営業・施設管理等の事業全般の業務執行に係るマネジメント 法人運営に関する重要事項決定への参画 中長期経営計画の実現、さらなる改革への取組みにかかる調整 大規模修繕工事実施に係る総合的なマネジメント 法人経営に係る府幹部との調整 						

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- ・指定管理初年度の令和元年度は、G20サミットが大阪で開催され、大阪の知名度が向上し、府立国際会議場でも多くの国際会議や展示会等が開催され順調な滑り出しをみせたが、年明け2月ごろから新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の人流が大きく制限され、人が集合することを本旨とする法人を含むMICE事業者は大打撃を受けた。
- ・令和2年度に入ると緊急事態宣言の発令等により営業を行えない日も生じ、また、催事の中止が相次ぐなど深刻な状態に陥り、結果として8億円以上の営業赤字が生じ、大阪府から補填を受けることとなった。
- ・令和3年度は自衛隊大規模接種センターが府立国際会議場に設置されたため、収支は好転した。
- ・他方、令和2年度、令和3年度の国際会議の実績は感染症の影響で0となっている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・新型コロナウイルス感染症によりMICE事業は大きな影響を受けている。人流規制等によりMICE自体が開かれず、また、開かれても小規模化し、リアルとオンラインの併用（ハイブリッド会議）さらにはオンライン利用のみのもものとなる例が激増している。
- ・このような状況の中、リアルのMICEの良さをアピールし、国際会議等の誘致開催を実現することが法人には求められる。このためには、新型コロナウイルス感染症対策を始め、施設を安全安心で魅力的かつ快適なものにすることはもちろん、大阪の関係機関・組織と連携して大阪のまちの魅力を高め、かつ世界にアピールしていかなければならない。
- ・特に2025大阪・関西万博は、大阪のMICE関連事業者にとって大きなチャンスであり、これを十二分に生かせるようにする必要がある。
- ・国際会議や展示会の誘致については、感染症の流行する中でも、都市間、施設間で激しい競争が行われている。感染症が収束に向かい、MICE需要が回復すれば、ますます激しい競争が予想され、法人として営業力の強化が不可欠になる。特に感染症の流行期に多くの従業員が退職しているため、新たに雇用した従業員を定着させ、養成し、戦力化することが急がれる。
- ・令和5年度には府立国際会議場の大規模改修が実施される。4月程度の休館が必要になるので、法人の収支状況の悪化は免れないが、改修後、一気に攻勢に出ることができるよう、府と十分調整して準備しなければならない。
- ・さらに、現在府が誘致に取り組んでいるIRには、大規模な国際会議場施設が設置される予定であるが、今後、府立国際会議場としてIR施設との住み分けなど、将来を見通した戦略の立案が求められる。
- ・府は、法人に対し、全出資金の5割（3億円）を出資しており、引き続き法人の設立目的に沿った経営や、府への納付金の確保及び出資金の保全に適切な対応を講じていくことが求められる。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・国際会議等の誘致強化や利用者・来館者から選ばれる施設・設備の充実、効率的な運営、地域と連携した魅力発信等に継続して取り組む。
府立国際会議場指定管理業務協定に基づき、応募時の提案内容の確実な履行と、指定出資法人として中長期経営計画を確実に実行していくため、引き続き、大阪府と法人で協議・調整を行い、大阪府との連携の下、法人の使命と経営の安定に努める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人組織や営業・施設管理等の事業全般の業務執行に係るマネジメント
- 法人運営に関する重要事項決定への参画
- 中長期経営計画の実現、さらなる改革への取組みにかかる調整
- 大規模修繕工事実施に係る総合的なマネジメント
- 法人経営に係る府幹部との調整

※自衛隊大規模接種センターは前例のない案件であり、多様でかつ多数の一般来場者を受け入れるという府立国際会議場にとっても初めての経験であった。すでに利用承認をしていた多くの利用者に理解を得るため、対象役員は前面に出て、最大の努力をし、早期に接種センター設置にこぎつけている。

また、世界的な課題であるSDGsの取組みについて会社をリードするとともに、ウイズ/アフターコロナを見通した新たな会社の戦略づくりにも大いに手腕を発揮するとともに、関係する経済団体、自治体、大手企業とも信頼関係を築きながら経営に寄与している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 府は、法人の設立にあたり、全出資金の5割（3億円）を出資していることから、指定出資法人として設立目的に沿った法人経営が行われることや、府出資金の保全に対応するとともに、指定管理応募時の提案内容が確実に実現されるよう、引き続き、法人への人的関与が必要である。
- 対象役員は、社長を補佐する常勤役員として、法人の方針決定に大きく関わるとともに、それを具体化するために社員をマネジメントする重要な立場にある。引き続き、経営方針への関与、経営計画の確実な実施をはじめ安定した経営を行っていく必要がある。
- さらに、令和元年度から10年間の長期にわたる指定期間における収支バランスを保ちつつ健全な運営を維持する必要があることから、府関係者が、府との関連に留意しつつ、府と法人との調整役としての役割と、府意思を十分反映した社内合意形成と経営戦略の策定、実施を行うことが必要であり、そうした役割を引き続き期待するためには府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票4

法人名	(公財)大阪府保健医療財団					
法人所管課	健康医療部 健康推進室 健康づくり課					
設立年月日	昭和40年7月26日					
役員数	常勤	0名	うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	11名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
職員数(常勤)		73名	うち府派遣	2名	うち府退職者	5名
主な事業概要	○大阪がん循環器病予防センターの設置、管理及び運営 ○がん・循環器病の予防に関する知識の啓発普及及び保健医療情報の提供 ○医学医術の研究、助成並びに医師及び医療従事者の教育、研修					
対象役員	理事長(非常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの		1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	所長会議		理事長、がん循環器病予防センター所長、事務局長、主幹		月1回、随時	
【前回見直し時における法人の課題等】 ○ 第2期中期経営計画の経営目標や収支計画の達成状況 ・平成29年度の「正味財産増減額」は目標を4百万円上回る実績を上げたが、「がん予防事業収益」は約1千6百万円、目標値に届いていない。 ・平成30年度は「正味財産増減額」、「がん予防事業収益」とも目標値に届かない見込み。 ○ 大阪府の健康指標の状況とその対応 ・大阪府のがん死亡率については依然として、全国より低く(男性：全国40位、女性：全国33位)、健康寿命についても全国と比較して低い状況(男性：全国43位、女性：全国47位)となっている。 ・当該財団に対しては、データの分析や市町村への支援等、多くの業務を委託しており「いのち・健康」を重点テーマとして掲げる2025年万博開催に向けて、より一層、府の健康医療施策との連携・一体的な取組み、がん検診の受診率向上や精度管理の充実など、生活習慣病の予防を主とする健康寿命の延伸に資するデータ分析や技術支援などに取り組むことが不可欠。						
【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】 ○ <u>中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化</u> ・ <u>中期経営計画の実施にあたっては、がん検診の精度管理や受診率の向上、循環器病予防事業の推進等、府からの事業委託が大きくかかわってくるため、府との方針にかか</u> <u>る協議を踏まえ、法人代表者として取りまとめている。</u> ○ <u>法人代表者として、法人全体のマネジメント(事業推進、対外交渉、人事など)の推進</u> ・ <u>事業推進にあたり、毎月開催する所長会議、事務長会議、がん循環器病予防センター運営会議等において、報告を受けるとともに、対応につき指示等を行う(各会議とも年11回)</u> 。他に、 <u>経営改善に向け、幹部職員を対象とした会議において、法人代表者としての方針を示している。</u> ・ <u>トップセールスとして、受診団体の開拓を行う。</u> (30年度：4件契約成立) ・ <u>放射線医師の確保のため、大学医学部教授等に紹介の依頼を行う。</u>						

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 第2期中期経営計画（H29～R3）においては、計画の最終年度（令和3年度）において「がん予防検診部門」の収支バランスの均衡を目指したが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言で令和3年4月5月の検診を中止したことなどにより、令和2年度目標」の内、「施設におけるがん検診受診者数」「施設におけるがん検診の収益額」「がん予防検診事業の当期正味財産増減額」の3つが未達成となった。計画最終年度の令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による受診控えの影響が懸念される。
- がん検診受診率やがん死亡率、健康寿命など、府民の健康を取り巻く指標は、依然として全国より低い状況にある。引き続き、がん検診の受診率向上に向けて、府から組織型検診推進事業を受託し、府内唯一の精度管理センターとしての役割を果たすため、市町村に対する技術的支援及び検診機関に対する助言・支援等を実施しているところ。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 第2期中期経営計画の経営目標や収支計画の達成状況
 - ・令和3年度に「がん予防検診部門」の収支バランスの均衡を目指す、という第2期中期経営計画の「がん予防検診事業会計の当期正味財産増減額における進捗状況は、令和元年度、+100万円と計画の進捗を上回る成果を上げることができたものの、新型コロナ感染拡大の影響により令和2年度は-1,500万円、令和3年度は-5,300万円の見込みとなっている。
 - また、令和5年4月1日より循環器部門が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所へ移転される予定。
- 大阪府の健康指標の状況とその対応
 - ・大阪府のがん死亡率については依然として、全国より低く（男性：全国41位、女性：全国34位）、健康寿命についても全国と比較して低い状況（男性：全国41位、女性：全国40位）となっている。
 - ・当該財団に対しては、データの分析や市町村への支援等、多くの業務を委託しており大阪府のがん死亡率が高く全国で最低レベルにある中、府民のがん検診受診率や精度管理の向上に寄与するとともに、がんの早期発見、早期治療につなげるため、その専門性を生かしつつ府と協働して健康医療施策への一体的な取組みを進め、府民の健康づくりを進めることが必要。

【上記課題に対する対応方針等】

- 経営改善に向け、トップセールスをはじめ営業活動の強化による総合健診の受診増、精度の高い検診施設の強みを活かした市町村の個別検診の受託の促進、過去の間人ドック受診者を対象に受診勧奨などの収益確保策を継続して実施している。府におけるがん予防の中核機関として施設健診及び車検診を推進しつつ収支改善を通じて法人経営の自立化を目指す。
- 令和4年度から令和8年度を対象期間とする第3期中期経営計画を策定、「がん検診がきっとあなたを救う！早期発見が大切」をキャッチフレーズとして、新型コロナウイルスの影響により低迷する検診受診者を増加に転じるよう取組みを進めていく。精度の高い検診施設の強みを活かした「市町村の個別検診の受託の確保」、市町村のニーズの高い検診車による子宮がん検診と乳がん検診のセット検診の拡大、収益構造の改善による「法人経営の自立化」の実現等により計画期間中の「がん予防検診事業」の収支均衡を図る。また、循環器部門の移転に対応するため事務局を含む事務の適正化を推進する。
- 公益財団法人として、府民のがん検診受診率や精度管理の向上に寄与するため、府と協働して、これまで培ってきた専門性を活かし、受診者ニーズに対応したサービスの充実を図っている。また、府と協働して、地域の健康課題を明らかにするとともに、科学的根拠に基づく循環器病予防対策を強力に推進し、府民の健康づくりに取り組むことにより、大阪府健康づくり推進条例（H30.10.30施行）大阪府健康増進計画、医療費適正化計画の実践に寄与する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化
 - ・ 中期経営計画の実施にあたっては、がん検診の精度管理や受診率の向上、循環器病予防事業の推進等、府からの事業委託が大きくなってくるため、府との方針にかかる協議を踏まえ、法人代表者として取りまとめている。
- 法人代表者として、法人全体のマネジメント（事業推進、対外交渉、人事など）の推進
 - ・ 事業推進にあたり、毎月開催する所長会議、事務長会議、がん循環器病予防センター運営会議等において、報告を受けるとともに、対応につき指示等を行う（各会議とも年11回）。他に、経営改善に向け、幹部職員を対象とした会議において、法人代表者としての方針を示している。
 - ・ トップセールスとして、受診団体の開拓を行う。
- 府施策を法人事業として実行していくために、出えん団体をはじめとする関係保健医療団体等との合意形成
 - ・ 大阪府、大阪府医師会等に対し、理事会、評議員会の議案等について事前説明を行い、円滑な合意形成に努める。（理事会・評議員会は年各2回、その他、理事・評議員等人事にかかる調整は随時）
 - ・ 大阪府、大阪市、大阪府医師会等で構成する「がん予防キャンペーン大阪実行委員会」の代表者として、事業の円滑な実施を図る。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 対象役員の職務としては、経営及び事業面の課題を踏まえ、府の健康医療施策との連携や一体性を確保しつつ、当該法人の最重要課題である法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるよう、第3期中期経営計画に基づく収支改善方策を早急に軌道に乗せる必要がある。
- 平成28年度までの数年間、毎年度1億円近く正味財産が目減りしている危機的状況のなかで、対象役員は、法人代表者として、法人の方針決定に深く関与しながら、収益確保及び経費削減策を具体化する法人全体のマネジメントに取り組んだ結果、平成29年度(第2期中期経営計画の初年度)は、正味財産の減額が3,800万円となり、計画目標を達成することができた。また、中間見直し後の第2期中期経営計画に基づき、収支改善の取組みを進めた結果、がん予防検診事業会計の正味財産増減額は目標△24百万円に対し実績1百万と単年度黒字を達成するなど、着実に成果をあげてきた。コロナウィルス感染症の影響により、厳しい収支状況の中、新たに策定した第3期中期経営計画に掲げた法人経営の自立化を実現するためには、対象役員が府意思を反映させながら法人との調整役として機能し、更なる経営改善策を講じていくことが不可欠である。また、対象役員は府が当法人の出えん金のうち48.6%（1,800万円）出えんしていることから、府出えん金の保全に対応する必要も求められる。
- 事業面について、府では、健康づくり推進条例を制定し、万博の開催に向けた取組みとも連携しながら、第3次大阪府健康増進計画や第3期大阪府がん対策推進計画に掲げる具体的内容の実施に向け、“多様な主体との連携・協働”による府民の主体的な健康づくりを支援することとしている。保健医療分野における高度な専門知識を有する財団においては、府の健康医療施策に精通した対象役員が、府が展開する「おおさか健活10推進プロジェクト」をはじめ、新規施策の検討や円滑な事業推進に向けて、府との調整役を果たすことにより、府民の健康づくりの効果的な推進が期待できる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票5

法人名	(公財)大阪産業局					
法人所管課	商工労働部商工労働総務課					
設立年月日	平成31年4月1日					
役員数	常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			4名
	非常勤	7名	うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
職員数(常勤)	163名		うち府派遣	18名	うち府退職者	2名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・経営相談、マーケティング支援 ・スタートアップ支援 ・事業承継支援 ・人材確保、育成支援 ・ものづくり支援、設備貸与 ・施設管理運営(マイドームおおさか、大阪産業創造館) 					
対象役員	常務理事					
理事会・取締役会の開催状況	R3実績	10回	うち臨時的に開催したもの		回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員(9名)		年1回	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○中小企業支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年に設立した(公財)大阪産業局において、支援機能の充実を図りながら、国際化支援、創業・ベンチャー支援、事業承継支援を3本柱とする支援機能の拡大・強化 <p>【前回見直し時の対象役員の職務】</p> <p>○常務理事(常勤)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援機能の強化に向けて、府・市と必要な協議調整を行うとともに、理事長の指示した部門を統括 <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>○各種中小企業支援の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度当初に中期経営計画を定め、時代のニーズや今日的課題を踏まえ、国際ビジネス支援、創業・スタートアップ支援、事業承継支援に重点を置いて各種中小企業支援の取組みを推進 <p>○府・市の中核的支援機関としての支援機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業局の裁量を高め企業ニーズに応じた機動的な事業を実施するため、ものづくり支援事業、スタートアップ支援事業を府から移管、新たに「大阪府中小企業支援交付金」を交付するとともに、事務執行に必要な人員を府から派遣。 						
<p>【現在の法人の課題等(前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと)】</p> <p style="text-align: center;">※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。</p> <p>○中小企業支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画に基づき、国際ビジネス支援、創業・スタートアップ支援、事業承継支援のほか、<u>時代のニーズや今日的課題を踏まえ、中小企業DX推進、万博共創ビジネス推進、外国人材マッチングプラットフォームの構築等に取り組む。</u> ・府・市中小企業支援施策の推進体制における中核的支援機関と位置づけた産業局がその役割を果たすよう、<u>事務執行に必要な人員(19名)を府から派遣するとともに、大阪府中小企業支援交付金をはじめ必要な事業費を措置し、支援機能の拡大・強化を図る。</u> <p>【上記課題に対する対応方針等】</p> <p>企業ニーズに応じた事業展開を図り、各種中小企業支援の取組を推進。</p> <p>○中期経営計画(R2~R6)に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際化支援：在阪企業の海外展開、海外企業の大阪への投資を促す。(例：国際ビジネス事業の運営に関するコンソーシアムなど) 						

- ・スタートアップ支援：スタートアップエコシステムの自律的な循環・発展の構築を目指す。
（例：大阪スタートアップエコシステムコンソーシアム、研究開発型スタートアップ「ディープテック」の集積など）
- ・事業承継支援：円滑な事業承継を支援し、大阪産業の持続的な発展を実現する。
（例：大阪府事業承継ネットワーク事業など）

○大阪・関西万博に向けた取組

- ・万博共創ビジネス推進：中小・スタートアップ企業の成長・発展、イノベーションの好循環を実現する。（例：中小・スタートアップ出展企画推進委員会など）
- ・外国人材の活用支援：中小企業等の人材不足をはじめとした経営課題を解決する。
（例：外国人材マッチングプラットフォームなど）

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○ 常務理事

- ・府・大阪市の中小企業支援機関としての機能を十分に果たすことができるように、中小企業支援機能の強化に向けて、府や大阪市と必要な協議調整を行うとともに、HR戦略部、産業振興部、MBIO事業部、設備支援部、施設運営部を統括。

【対象役員が担当する部門と主な分掌事務】

- HR戦略部・・・人材支援事業に関すること
- 産業振興部・・・地域サポート事業、よろず支援拠点事業、事業承継支援事業に関すること
- MBIO事業部・・・クリエイション・コア東大阪の管理・運営、産学連携支援、下請中小企業あっせん・情報提供、ものづくり企業に対する相談支援事業や販路開拓支援事業に関すること
- 設備支援部・・・設備貸与（割賦販売及びリース）、設備貸与の債権管理に関すること
- 施設運営部・・・マイドームおおさか展示場・会議室の運営、展示会等の誘致・企画・開催に関すること

【他の理事が担当する部門と主な分掌事務】

（専務理事）

- 総務部・・・職員の人事、給与、福利厚生及び服務に関すること、収支予算及び決算に関すること
- 企画部・・・財団事業の企画、広報、調査事業に関すること
- 万博共創ビジネス推進部・・・2025年大阪・関西万博に係る事業推進に関すること、中小企業・スタートアップの支援事業の企画に関すること（大阪パビリオンにおける「展示出展ゾーン」の企画・運営）

（常務理事A）

- 国際事業部・・・国際ビジネス支援に関すること
- イノベーション推進部・・・グローバルイノベーション創出支援事業、スタートアップ・エコシステムコンソーシアム事務局に関すること

（常務理事B）

- 企業支援事業部・・・創業支援事業、経営力強化事業、販路開拓支援事業、コンサルティング事業
ものづくり企業支援事業、大阪トップランナープロジェクト、おおさかナレッジ・フロンティアプロジェクト運営事業に関すること
- クリエイティブ産業推進部・・・メビックの管理・運営、クリエイティブ産業創出・育成支援事業、大阪デザイン振興プラザ事業に関すること
- IoT・RTビジネス推進部・・・ソフト産業プラザの管理・運営、先端技術ビジネス創出支援事業、ロボットテクノロジー産業振興事業に関すること
- 施設運営部・・・大阪産業創造館展示場・会議室の運営及び展示会等の誘致及び企画立案に関すること

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- （公財）大阪産業局では、府から事業移管した国際ビジネス支援、スタートアップ支援、ものづくり支援事業に関して、府から交付する「中小企業支援交付金」及び府派遣職員を活用した事業推進を図ってきたところだが、今後、財団が保有する専門性やノウハウ、ネットワークを府移管事業にも活用し、事業効果をさらに高めていくため、専務理事、各常務理事（大阪市・大商から派遣）との調整のうえ、体制等の最適化を図っていく必要がある。
- さらに、2025大阪・関西万博を見据えた、大阪パビリオンの「展示・出展ゾーン」における中小・スタートアップ企業の参画、大阪における外国人材受入のプラットフォーム事業などの新たな課題に加え、新型コロナウイルスワクチン接種会場の確保や、ウクライナ情勢を踏まえた中小企業の相談対応にかかる調整等、府の意向を踏まえつつ迅速な対応が求められる場面での調整も行う必要がある。
- これらを推進していくためには、（公財）大阪産業局内部や関係機関はもとより、府・大阪市との高度な調整能力を有する、府政精通者の常務理事への就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票6

法人名	公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団				
法人所管課	成長産業振興室ライフサイエンス産業課				
設立年月日	平成2年7月31日				
役員数	常勤	1名	うち府派遣 その他	1名	うち府退職者 名
	非常勤	10名	うち府派遣	名	うち府退職者 名
職員数（常勤）	5名		うち府派遣	名	うち府退職者 1名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 研究交流・人材育成事業（千里ライフサイエンスセミナー、新適塾等） 研究助成事業（寄付金等の活用による奨励研究助成） 普及啓発事業（市民公開講座、財団ニュースの発行等） 実用化支援事業（橋渡し研究戦略的推進プログラム、技術講習会等） 				
対象役員	専務理事（常勤）				
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績（見込）	3回	うち臨時的に開催したもの		回
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無				
(有の場合)	機関（会議）名		構成員		開催頻度
	評議員会		※別紙参照		年1回程度
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>①実用化支援事業の強化 ②経営基盤の強化</p> <p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題にかかわりのある職務に下線を付すこと）】 ○専務理事（常勤） ※唯一の常勤執行役員として事務局長を兼務してきたが、競争的資金の獲得等による実用化支援事業の強化に向け、<u>専務理事が関係機関との調整に注力するため、内部管理の事務負担軽減を図り、事務局長の兼務をはずしたところ。</u> (H30年10月) ・研究者である理事長（非常勤）の補佐（実務・経営面で代行）。 ・<u>事業全般、経営・財務全般の企画・執行管理。</u>（専務理事は財団業務の総括責任者。財団業務の重要業務を担当。） ・<u>公益財団法人の効率的な資産運用を図るために、金融機関・他法人との意見交換や最新情報の収集。</u></p> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>①実用化支援事業の強化 →製薬企業や大学、行政機関との具体的事項に関する調整を行っている。 →具体的には、日本医療研究開発機構「橋渡し研究戦略的推進プログラム」に関し大阪大学以外（拠点外）のシーズ育成強化業務や大阪府との連携事業であるライフサイエンス産学官連携交流事業を行ってきたところ。 →R4年度当初より、「実用化支援グループ」と「人材育成グループ」を「事業推進グループ」に統合。人的ネットワークやノウハウを共有し、競争的資金の獲得等、業務執行体制を強化した。</p> <p>②経営基盤の強化 →資産の安全を図りつつ、金融機関からの情報収集と意見交換を通じて、資産運用規程の改正とその範囲内で円建の元本保証等でより運用利回りの良い仕組債等の金融商品を購入し、低金利下の中であっても運用収益を向上させている。 【運用収益額】R元年度実績：0.93億円 ⇒ R3年度実績：1.01億円 →また、財団内の2つのグループを統合し、「事業推進グループ」として、効率的な業務執行体制とする。 【職員数】R元年度当初：10名 ⇒ R3年度当初：10名</p>					

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ① 実用化支援事業の強化
- ② 経営基盤の強化
- ③ 万博テーマに沿った新たな取組の検討

【上記課題に対する対応方針等】

① 実用化支援事業の強化

→従来の国事業「地域イノベーション戦略支援プログラム」や府事業「おおさか地域創造ファンド事業」が終了。その一方、平成29年度から新たに日本医療研究開発機構（AMED）の「橋渡し研究戦略的推進プログラム」について大阪大学から拠点（阪大）外のシーズ発掘支援業務を受託し、令和3年度も同プログラムも受託したところである。さらにこのように文科省やAMED、大阪大学等と積極的に交渉を進め、更なる競争的資金の獲得をめざし、実用化支援事業の強化を図る。

② 経営基盤の強化

→財源が基本財産等の運用益に限られており、現状では低金利水準の厳しい運用環境の中での財産運用となっていることから、R3年度に資産運用規程を改正しより安全かつ有利な運用ができるように改正したところであり、引き続き適正かつ効率的な資産運用に努める。また、寄付金、国補助金等の外部資金の獲得、コスト縮減に向けた取り組みを進める。

③ 万博テーマに沿った新たな取組の検討

→海外から著名な研究者が集まり、最先端の研究内容を講演する「国際シンポジウム」を開催する。万博開催に向け、オンラインも活用し、今後成長が期待され、万博と親和性が高い再生医療の分野で優位性を有する大阪から世界へ情報発信を行う。

→ライフサイエンス系MICEの誘致・開催の検討

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○専務理事（常勤）

※唯一の常勤執行役員として事務局長を兼務してきたが、競争的資金の獲得による実用化支援事業の強化に向け、専務理事が関係機関との調整に注力するため、内部管理の事務負担軽減を図り、事務局長の兼務をはずしたところ。

（H30年10月）

- ・研究者である理事長（非常勤）の補佐（実務・経営面で代行）。
- ・事業全般、経営・財務全般の企画・執行管理。（専務理事は財団業務の総括責任者。財団業務の重要業務を担当。）
- ・公益財団法人の効率的な資産運用を図るために、金融機関・他法人との意見交換や最新情報の収集。
- ・万博テーマに沿った新たな取組みに向けた、府関係者・他機関との折衝

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

・理事長は、決裁や財団主催・共催事業など、必要の都度、その職務を務めているが、日常的に財団を代表して利害関係者（製薬企業役員や大学教授等社会的にトップレベルの方々）との対外折衝や産学官の調整等を行うためには、中立的な立場で大所高所から府全域を見渡すことのできる常勤役員を置く必要がある。

・理事10名のうち9名は非常勤（理事長以外は無報酬）であり、その本務は大学教授、病院・研究機関の長、製薬企業役員であるため、上記役員の任を担うことは困難である。

・府は財団設立時（H2）に10億円を出捐し、その設立経緯から考えても現在の課題である実用化支援事業の強化に関して責任を果たす必要があり、また、府内ライフサイエンス産業振興を推進するためにも、総合調整機能とワンストップ機能を担うライフサイエンス産業課と、ライフサイエンス分野に関する高度・専門的な知見と人的ネットワークに強みを有する財団が車の両輪として、連携していくことが不可欠である。

・また、競争的資金等の獲得や、万博テーマに沿った新たな取組みの推進を図る上でも、国等とのネットワークの活用や、府内関係機関と連携・調整が不可欠である。

⇒以上の理由から、府出身の常勤役員を措置する必要がある。

<基本的役割分担>

理事長

専務理事

- ・財団の方向性等、重大な経営判断
- ・研究会などへの出席
- ・研究者の視点から研究促進の企画、進捗管理を指導、助言 など
- ・理事長の補佐（実務、経営面で代行） 財団業務の総括責任者
- ・競争的資金の獲得等、重要業務の担当

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票7

法人名	大阪信用保証協会					
法人所管課	商工労働部中小企業支援室金融課					
設立年月日	昭和23年10月26日					
役員数	常勤	5名	うち府派遣	0名	うち府退職者	2名
			その他(前保証協会企画統括部長他)		3名	
	非常勤	16名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	396名(定年再雇用者等含む)		うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	大阪府内の中小企業者等に対する信用保証業務					
対象役員	常務理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	理事会2回	うち臨時的に開催したもの	0回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	常任理事会		常勤役員		原則、毎週1回	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 平成23年3月末の緊急保証終了後、約定返済の進行及び新規保証承諾の減少により、保証債務残高の減少が続いた。新規保証承諾については、この数年、前年比プラス基調で推移しているものの、低金利かつ緩和的な金融環境下での競合による中小企業者の選好(保証を付さない金融機関のプロパー融資への転換等)もあり、保証債務残高は緩やかな減少が続いている。この結果、民間企業の経常損益に当たる経常収支差額は縮小傾向。
- 現状、景気が安定的に推移していることもあり、代位弁済の発生及びこれに伴う与信費用も低水準となっているが、今後の景気動向如何では、これらの増加が懸念される。
- 平成30年度に国の信用補完制度の見直しが行われ、金融機関との連携による適切なリスク分担や、中小企業に対する経営支援や創業支援の一層の充実が求められている。

【前回見直し時の対象役員の職務】

- 理事長を補佐し、協会の業務に関すること。
- 常勤理事で構成する常任理事会の主力メンバーとして、高度な経営判断の決定に関すること。
- 関係部署の管理並びに国・大阪府・支援機関など関係機関との協議・調整に関すること。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 新規保証承諾については、令和2年2月に発生した新型コロナウイルス感染症拡大による中小企業者の急激な経営悪化に対応するため、国の緊急保証制度に基づき、本府が制度融資として創設した新型コロナウイルス感染症関連融資が急増し、保証債務残高が過去最高額に積みあがった。
- 上記新型コロナウイルス感染症関連融資による資金繰り支援により、条件変更先や代位弁済の発生は低水準に抑制され、これに伴う与信費用も低水準となっているが、感染症の影響が長期化する中、業績回復が遅れている企業者の代位弁済等が今後増加してくる懸念がある。
- 経営の安定化に向けて、引き続き、責任共有制度の担い手である金融機関や商工会議所等の地域支援機関との連携強化に努め、適正保証を推進していくとともに、保証債務の劣化防止と代位弁済抑制の観点から経営支援、経営改善支援、再生支援等を推進、さらに代位弁済に係る回収強化の取組みを行っている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 平成23年3月末の緊急保証終了後、約定返済の進行及び新規保証承諾の減少により、保証債務残高の減少が続き、低金利かつ緩和的な金融環境下での競合による中小企業者の選好（保証を付さない金融機関のプロパー融資への転換等）もあり、保証債務残高は緩やかな減少が続き、経常収支差額も縮小傾向にあった。
- 令和2年2月頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により世界中で経済環境が悪化、日本でも景況悪化により資金繰りに窮する中小企業者が急増したため、国は緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症関連融資制度（ゼロゼロ融資等）を創設し、当法人の新型コロナウイルス感染症関連融資の保証承諾額が令和2年度末までに累計2兆8,900億円となり、令和2年度末の保証債務残高は過去最高額となった。
- 現状は、中小企業者に対する資金繰り支援や経営支援等により、条件変更先や代位弁済の発生及びこれに伴う与信費用も低水準で推移しているが、今後の景気動向や業績回復の遅れによっては、代位弁済の大幅な増加（求償権の増加）が懸念される。

【上記課題に対する対応方針等】

- 金融機関や商工会議所等の地域の支援機関との連携強化に努め、適正保証を推進していく。また、中小企業に対する経営支援として、創業フェアやビジネスフェアなどに加え、今後は府や関係機関等とも連携しつつ、事業承継支援などにも力を注いでいく。
- 保証債務の劣化防止と代位弁済抑制の観点から、経営支援、経営改善支援、再生支援をはじめ、モニタリング態勢の強化等による期中支援の充実、さらにサービサーの積極的活用等による回収強化の取組みを進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 理事長を補佐し、協会の業務に関すること。
- 常勤理事で構成する常任理事会の主力メンバーとして、高度な経営判断の決定に関すること。

適正保証の推進、安定的な資金供給、創業支援の拡充、顧客サービス向上などに引き続き取り組む。

平成30年度の信用補充制度の見直しに伴い、中小企業に対する経営支援に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、回復に遅れが生じ、借入の負担が増している中小企業も多く、より一層の経営支援の強化に努める。

- 関係部署の管理並びに国・大阪府・支援機関など関係機関との協議・調整に関すること。
大阪商工会議所、大阪府立大学などとの連携強化に取り組む。平成27年度より関係機関との連携のもと、ビジネスフェアの開催や創業支援を行っており、今後も継続。
さらに中小企業支援に向けて、中小企業の事業承継を支援するために立ち上げられた「大阪府事業承継ネットワーク」や「大阪産業局」との連携を推進。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 府は保証協会の基本財産の約30%（約345億円）を出捐しているとともに、府の中小企業施策の根幹をなす制度融資の運営にあたり損失補償金（R3年度・約12億円）を交付するなど財政的・政策的にも関わりが極めて深い。
- 府内中小企業者への円滑な資金供給を実現するためには、府と保証協会が緊密なコミュニケーションをとりながら、両者が良好な協調関係を維持し、一体となって地域金融政策を推進していくことが必要不可欠であり、地域特性や府の政策的意図を十分に理解した上で、制度融資の創設・運営、企業個々の事情や特性に応じた審査を実行することが希求されることから、府政経験者が協会の理事に就任する意義は極めて大きい。
- また、信用保証協会が「大阪府事業承継ネットワーク」や「大阪産業局」などと連携して中小企業を支援するうえで、国・府の商工労働施策に精通した府関係者が役員に就任することのメリットは非常に大きい。
- さらに、信用保証協会は、申込企業や取扱金融機関を通じて利用企業の財務状況等企業情報を入手し管理しているが、特定金融機関出身者が常勤役員となった場合、利用者や金融機関から見て情報管理の公平性・信頼性に疑念を持たれる可能性がありコンプライアンス上問題が生じる恐れがある。
- こうしたことから、引き続き府の財政的・政策的な関わりが深い状況下においては、今後も継続して『常勤役員ポスト』に府の関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票8

法人名	(公財)西成労働福祉センター					
法人所管課	商工労働部雇用推進室労働環境課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	22名		うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	あいりん地域の労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託)					
対象役員	代表理事(非常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの		3回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	幹部会		代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、総務課長、総務課参事、紹介課長、労働福祉課長		週1回、毎週火曜日	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。 ●あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。 ●あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。 ○日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえ、「中期運営方針」(H28~H32)に掲げた目標を達成していく必要がある。 ○生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。 ○法人の活動拠点となるあいりん総合センターの耐震性が脆弱であるため、現地建替えを前提に平成31年4月に「南海高架下」に仮移転したところである。今後引き続き、「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設規模、機能の検討の議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。 <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>○<u>あいりん地域を取り巻く社会環境の変化や不測事案に対応し、公益財団法人としてのセンターの運営管理に留まらず、各種地域の行政機関や関係団体との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえて、地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要な現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。</u></p>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期にありん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- ありん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- ありん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、ありん地域の労働者を取り巻く環境の変化に対応し、多彩なチャレンジができる街の就労支援の拠点を目指し、新「中期運営方針」（R3～R7）に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 地域が抱える多様な課題に対し、就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 「ありん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設での求められる役割の検討や議論を踏まえながら、法人として、今後、実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- ありん地域の労働市場の変容等の外部要因の変化及び職業紹介手法等におけるコンプライアンス確保を踏まえ、法人の事業のあり方を検討・改善し、関係機関と調整を図り、進捗管理を行っていく。
- 令和7年度までの「中期運営方針」に掲げた目標達成に努めつつ、「西成特区構想」や本移転施設の機能の議論等の動きや環境変化に応じて「中期運営方針」に掲げる指標だけではなく、地域の就労支援ニーズにあった事業の在り方について検討を行っていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ありん地域を取り巻く社会環境の変化や不測事案に対応し、公益財団法人としてのセンターの運営管理に留まらず、各種地域の行政機関や関係団体との連携により、ありん対策全般の行政的対応を踏まえ、地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要な現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。

〔成果〕

- 平成28年度から平成32年度にわたる中期運営方針及び経営目標において、法人本来のミッションに直結した成果目標を設定し、計画どおりに目標を達成した。令和3年度から令和7年度にわたる新中期運営方針では、関係機関との緊密な連携により地域の就労支援の拠点を目指すための目標の設定及びその達成に向けて、法人のリーダーとして目標達成に尽力する。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきありん地域における労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- ありん地域における労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取り組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、大阪府と関係機関の施策との整合性を確保できる、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することが求められている。
- 地域対策の一端を担う法人においては、法人運営のみにとられず、高度な行政経験により培われた高所の判断が不可欠である。
- 以上のことから、府関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票9

法人名	(公財)西成労働福祉センター					
法人所管課	商工労働部雇用推進室労働環境課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	22名		うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	あいりん地域の労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託)					
対象役員	業務執行理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの		3回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	幹部会		代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、総務課長、総務課参事、紹介課長、労働福祉課長		週1回、毎週火曜日	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえ、「中期運営方針」(H28~H32)に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など、多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターの耐震性が脆弱であるため、現地建替えを前提に平成31年4月に「南海高架下」に仮移転したところである。今後引き続き、「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設規模、機能の検討の議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、あいりん地域における大阪府の労働施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的な見直し・改善をリードして職員に浸透させる。
- また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域における各種団体等の要望や意見への法人を代表する対応窓口としての役割を担う。
- 法人はあいりん地域における労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成される大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。
- あいりん地域における主要な職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、委員として参画する「労働施設検討会議」において、本移転施設のあり方に積極的に提言し関与していく。また、地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものでなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。
- 国、府、市、周辺住民及び関係団体等で構成されている第15回「あいりん地域まちづくり会議（R4.2.18開催）」（事務局：西成区役所）において、新労働施設に係る基本設定の策定及び実施設計の方向性に関する取りまとめが行われ、新労働施設における西成労働福祉センターのあり方については、引き続き「労働施設検討会議」において検討中。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応し、多彩なチャレンジができる街の就労支援の拠点を目指し、「中期運営方針」（R3～R7）に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 地域が抱える多様な課題に対し、就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取り組みが進められており、特区構想における様々な取り組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設での求められる役割の検討や議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- あいりん地域の労働市場の変容等の外部要因の変化及び職業紹介手法等におけるコンプライアンス確保を踏まえ、法人の事業のあり方を検討・改善し、関係機関と調整を図り、進捗管理を行っていく。
- 令和7年度までの「中期運営方針」に掲げた目標達成に努めつつ、「西成特区構想」や本移転施設の機能の議論等の動きや環境変化に応じて「中期運営方針」に掲げる指標だけではなく、地域の就労支援ニーズにあった事業のあり方について検討を行っていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、あいりん地域における大阪府の労働施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的な見直し・改善をリードして職員に浸透させる。
また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域における各種団体等の要望や意見への法人を代表する対応窓口としての役割を担う。
- 法人はあいりん地域における労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成される大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。
- あいりん地域における職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる。

〔成果〕

- 仮移転施設において円滑な事業の実施に取り組んでいる。
- 平成28年度から平成32年度にわたる中期運営方針の策定において積極的に議論をリードし、目標を達成した。令和3年度から令和7年度にわたる新中期運営方針では、関係機関との緊密な連携により地域の就労支援の拠点を目指すための目標の設定及びその達成に向けて、法人事業のリーダーとして目標達成にあたる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域における労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域における労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取り組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、大阪府と関係機関の施策との整合性を確保できる行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することが求められている。
- 地域対策の一端を担う法人においては、法人運営のみにとられず、高度な行政経験により培われた高所的判断が不可欠である。
- 以上のことから、府関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票10

法人名	一般財団法人 大阪府みどり公社					
法人所管課	環境農林水産総務課					
設立年月日	平成24年4月1日 (旧法人 昭和61年2月28日設立)					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	6名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)		7名	うち府派遣	4名	うち府退職者	名
主な事業概要	<input type="checkbox"/> 農地関連事業：農地中間管理機構としての農地貸借、農業経営相談書の運営 <input type="checkbox"/> 環境関連事業：地球温暖化対策推進法に基づく大阪府地球温暖化防止活動推進センターの運営 <input type="checkbox"/> 自然環境保全関連事業：大阪府民の森等の指定管理受託、森林整備・木材利用促進支援センターの運営					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの		2回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員		原則、年1回	
【前回見直し時における法人の課題等】 <農地関連事業> ● 大阪府の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、みどり公社に課せられた150haの農地の集積・集約化を達成するための戦略的な取り組み。 <環境関連事業> ● 大阪府の「地球温暖化対策実行計画」に掲げる『2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減』の達成に向けた地球温暖化防止活動推進センター事業の更なる推進。 <自然環境保全関連事業> ● 安全安心に配慮した府民の森の更なる魅力作り方策の検討。 ● 府民の森におけるナラ枯れ被害の拡大防止と、ナラ枯れ被害跡地の森づくりの推進。 ● 経年劣化が顕著となっている府民の森各施設の予防保全を前提にした施設の補修・修繕。 ● ほしだ園地のハイシーズンにおける駐車場対策。 <森林整備・木材利用促進支援事業> ● 森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑に実施できるよう、「森林整備・木材利用促進支援センター」を設置し、市町村及び森林所有者に対して技術的支援及び助言を行う。 <法人の安定的な運営> ● 公益目的支出計画終了後(令和14年度以降)の継続的な事業活動を前提にした法人運営。 ● 働き方改革(無期雇用、同一労働同一賃金等)への迅速な対応。						
【前回見直し時の対象役員の職務】 ● 法人全体のマネジメント。 ● 大阪府の施策と密接に関連する公社主要事業における効率的・効果的な事業執行。 ● 令和14年度以降の安定的な事業展開に向けた法人収支の長期的展望						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 <農地関連事業> ● 府・市町村・農業委員会等との連携のもと、担い手への農地の集積・集約を推進。そのため重点対象地区を定め、面的な取り組みを推進。 <環境関連事業> ● 温室効果ガス排出量の多い民生部門における排出抑制が課題であることから、家庭や中小事業所におけるCO2排出量削減に向けた取り組みを推進。 <自然環境保全関連事業> ● ナラ枯れ被害木の伐採を進めるとともに、被害終息後の森づくり方針を策定し、府民・NPO・企業等との協働による森づくりを実施。 ● 大阪府との連携のもと、計画的な施設の補修・修繕。 <法人の安定的な運営> ● 令和14年度以降も安定的な事業展開ができるよう、将来の財政展望を明確にした中期経営計画(R3~R7)を策定。これに基づき運営体制の効率化や新たな収益事業の獲得などに取り組む。						

【現在の法人の課題等】

<農地関連事業>

- 大阪府の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、みどり公社に課せられた150haの農地の集積・集約化を達成するための戦略的な取組み。

<環境関連事業>

- 大阪府の「地球温暖化対策実行計画」に掲げる『2050年度二酸化炭素排出量実質ゼロ』の達成に向けた地球温暖化防止活動推進センター事業の更なる推進。

<自然環境保全関連事業>

- 府民の森の更なる魅力作り方策の検討及び新たな指定管理事業の獲得。
- 府民の森におけるナラ枯れ被害の拡大防止。
- 経年劣化が顕著となっている府民の森各施設の予防保全を前提にした施設の補修・修繕。

<森林整備・木材利用促進支援事業>

- 市町村の森林環境譲与税を活用した取組みに対する技術的な助言等の実施。

<法人の安定的な運営>

- 公益目的支出計画終了後（令和14年度以降）の継続的な事業活動を前提にした法人運営。

【上記課題に対する対応方針等】

<農地関連事業>

- 府・市町村・農業委員会等との連携のもと、担い手への農地の集積・集約を推進。そのため重点対象地区における市町村による人・農地プラン策定の促進と面的な取組みを推進。

<環境関連事業>

- 温室効果ガス排出量の多い民生部門における排出抑制が課題であることから、家庭や中小事業所におけるCO2排出量削減に向けた取組みを推進。

<自然環境保全関連事業>

- ナラ枯れ被害木の伐採を進めるとともに、新たなファン層を獲得すべく集客対策として魅力的なイベントの展開や、SNS等を活用したPRを検討・実施。
- 大阪府との連携のもと、計画的な施設の補修・修繕。
- 新たな指定管理事業への応募。

<森林整備・木材利用促進支援事業>

- 市町村への巡回訪問、研修会の開催、及び情報の収集・提供。

<法人の安定的な運営>

- 令和14年度以降も安定的な事業展開ができるよう、中期経営計画(R3~R7)に基づく運営体制の構築と新たな収益事業の獲得などに取組む。

【現在の対象役員の職務】

- 法人全体のマネジメント。
- 大阪府の施策と密接に関連する公社主要事業における効率的・効果的な事業執行。

〔成果・実績〕

農地の借入等面積：R2=24.6ha、R3=25.4ha（目標は各々15ha、25ha以上）
環境啓発事業参加人数：R2=3,704人、R3=5,310人（目標は各々2,000人、5,000人）
研修・活動を支援する推進員の延べ人数：R2=55人、R3=155人（目標はR3=150人）
ちはや園地の魅力の情報発信数：R3=60回（目標はR4:120回）
森林環境譲与税により新たに森林整備に着手した市町村数：R2=2、R3=3（目標はR3=3）
森林環境譲与税により府内産材を使った事業数：R2=7件、R3=11件（目標はR3=9件）
収支改善（一般正味財産増減）：R2=△4,310千円（計画△8,717千円）、
R3=△9,027千円（計画△16,254千円）

- 令和14年度以降の安定的な事業展開に向けた法人収支の長期的展望。
- 令和4年度以降の新たな指定管理事業の獲得。

【現在の課題等を踏まえ、今後対象役員に府関係者が就任する必要性の有無】

- 府は、平成26年度に「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、公社を『農地中間管理機構』として指定した。同法により役員を選任及び解任や各年度の事業計画については知事の認可が必要である。
- また府が策定した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針（H26～H35）」において、農用地利用集積240haのうち150haを公社が担うこととされ、府の「農空間条例」の取組みや「農政アクションプラン」の実現のため、府をはじめとする関係機関との連携強化による戦略的な取組みが必要不可欠である。
- さらに国においては平成30年度に同事業の5年後見直しが行なわれ、農政における同事業のウェイトが高まり、大阪の農業振興を図る上でも、公社の役割と期待はこれまで以上に大きなものとなっている。
- 環境関連事業の推進にあたっては、2050年度二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び府条例に基づき知事の指定を受けた『大阪府地球温暖化防止活動推進センター』として、府等と密接に連携を図りながら対策を推進することが求められている。
- 公社が指定管理者となる府民の森はちはや園地のみとなった。人々が樹木や草花などの自然に触れることを通じて、ゆとりや癒しを実感し、府民の自然環境保全に対する理解を深めてもらう上で重要な施設であるが、ナラ枯れ被害は未終息であり、来園者の安全安心を確保するための被害木の伐採や、設置後相当年数が経過し劣化が著しい施設の計画的な補修・修繕を府と公社が連携して取り組む必要がある。
- また、公社がこれまで培ってきた自然環境保全分野における知見を社会に還元するため、同分野における新たな指定管理事業の獲得を目指す必要がある。
- さらに、国において平成31年度に新たに創設された森林環境譲与税事業を支援するため、府からの依頼を受け設置した「森林整備・木材利用促進支援センター」についても、府と密接に連携しながら市町村に対する支援に取り組む必要がある。
- このように、みどり公社が担う主要事業は府の事業と密接に関連していることから、準公的機関として、事業展開にあたっては、府の政策的意図を十分に理解した上で、国・市町村との連携はもとより農業関連団体等多方面にわたる関係機関との連携・協力の下進めるとともに、将来に亘って安定的な事業展開が行えるよう、収益事業の拡充も含めた安定的財政基盤の確立が求められている。このため、公社の理事長には、引き続き、府関係者が就任することが不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票11

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 事業調整室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者	3名
			その他			名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		77名	うち府派遣	14名	うち府退職者	16名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>Ⅰ まちづくりコーディネート事業</p> <p>1 まちづくり活動支援事業</p> <p>(1) 密集市街地まちづくり活動支援</p> <p>(2) まちづくり初動期活動支援</p> <p>(3) まちづくり普及啓発事業</p> <p>2 まちづくり技術支援事業</p> <p>(1) 土地区画整理等支援事業</p> <p>(2) 市町村道路施設点検等支援事業</p> <p>(3) 市町村職員技術研修事業</p> <p>Ⅱ 環境共生型まちづくり事業</p> <p>(阪南2区埋立造成事業・阪南2区まちづくり事業)</p> <p>Ⅲ 大阪北摂霊園事業</p> <p>○収益事業</p> <p>Ⅳ 駐車場運営事業</p> <p>Ⅴ 不動産賃貸管理事業</p> <p>○その他事業</p> <p>Ⅵ 近隣センター事業</p> <p>Ⅶ 河川敷の環境保全・魅力向上事業</p>					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの		3回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員8名		年1回以上		
	事務局会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長 ほか		月2回、随時		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○(一財)大阪府タウン管理財団との統合については、「早期統合をめざす」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。</p> <p>○公益目的事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。 密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。 住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。 環境共生型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。 平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。 <p>○まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。</p>						

【前回（令和元年度）見直し時の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【前回（令和元年度）見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- タウン管理財団との統合については、令和元年9月、統合協議会において「統合計画案」を取りまとめた上で、同年11月に両法人による合併契約を締結し、令和2年4月に統合した。
- 以下の課題は、統合前の旧都市整備推進センターに係るものである。
 - ・土地区画整理事業等支援業務は、幹線道路沿道、鉄道駅周辺及び既成市街地等、計画的なまちづくりが求められる地域で、土地区画整理事業によるまちづくりを進める市町村や組合等を支援し、道路や公園、下水道等の公共施設の整備や宅地利用の増進に寄与するため、事業化を支援する「都市整備調査計画事業」（平成29年度～令和2年度までの実績18地区）、事業推進を支援する「土地区画整理支援事業」（同20地区）を実施してきた。
 - ・密集市街地まちづくり支援業務は、大阪府密集市街地整備方針（旧方針）にある「令和2年度末までにすべての地震時に著しく危険な密集市街地（危険密集）の解消」との目標の実現に向け、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施してきた。現時点で、目標の達成には至らず、危険密集は依然として残っている状況にある。
 - ・まちづくり初動期活動支援は、土地区画整理、市街地再開発、道路・公園等の整備とつながる「街の形づくり」、良好な街並み形成のための地区計画・建築協定等の「ルールづくり」など地域が主体となる活動の費用の一部を助成支援しており、令和元年度から助成対象に「広域連携型のまちづくり」や「商店街の活性化等の地域活性化、魅力向上につながる活動」を加え、支援拡大を図ってきた。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、府の関係部局（港湾局等）などと協議調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、和歌山県域・奈良県域からの建設発生土や大阪府内河川浚渫土砂を新たに受け入れ、令和3年度末に5.1haの造成地を大阪府（大阪港湾局）に引き渡した。
 - ・市町村道路施設点検等支援業務は、平成27年度から「橋梁点検の一括発注業務」、平成30年度から「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」を実施してきた。令和3年度末時点で35市町村と基本協定を締結し、延べ約4,300橋の点検、13市町村の長寿命化修繕計画策定業務を受託した。
 - ・まちづくり行政に係る市町村の技術支援は、若い世代の市町村職員を主な対象として、調査、設計、施工、維持管理などの基礎的な研修を実施し、知識・技術力の向上を支援してきた。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」を目指す
既成市街地を中心に再生・リニューアルの取組みが進む一方で、空き地・空き家の増加やインフラの老朽化等への対応、頻発する集中豪雨や地震への防災力の向上が喫緊の課題とされている。
こうした都市政策に対応するため、大阪府や府内市町村では、それぞれの地域課題に応じた施策を進めているが、施策の担い手となる技術系人材やまちづくりのノウハウ・専門性の不足により、計画立案や施策実行に課題・不安を抱えている。
このような中で、法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献し、「まちづくりの総合コーディネート財団」として、法人プレゼンスを高めていくことが必要である。
- 2 中期経営計画（令和3年7月策定）の着実な実施を図る
 - 公益目的事業では
 - ア 土地区画整理事業等支援業務は、幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの継続した事業支援が必要である。
特に近年では、空地が増加している既成市街地において土地の再編によるまちづくりが求められるなど、地域の特性に応じたよりきめ細かな支援が求められている。

イ 密集市街地まちづくり活動支援業務は、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される中、旧方針の目標が達成できなかったことから、危険密集の早期解消に向けて取組みの強化を図るため、継続したセンターの事業支援が必要である。

ウ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、陸上建設残土受入量が堅調に増加傾向で推移している半面、浚渫土砂受入量はここ数年低迷している。事業を安定的に実施していくためには、特に陸上建設残土の発生情報を収集し、その期間や量の受け皿としてのバランスをとりながら事業を進めていく必要がある。

エ 市町村道路施設点検等支援業務は、道路法改正により、橋梁等の道路施設について道路管理者が5年ごとに点検することが義務付けられている。点検の結果、損傷等が著しい橋梁については、早期な対策が求められており、特に中小規模の市町村では、事業実施に係るノウハウが不足しているという課題があり、対策も含めた技術支援事業を継続的に実施していくことが必要である。

オ 大阪北摂霊園事業は、「墓ばなれ」の流れが一層強まる一方で、樹木葬などの新たな形態の墓所ニーズが増加するなど、多様化する墓所ニーズに対応した魅力ある墓所の整備が必要である。また、霊園を安定的に経営するために、長期修繕計画に基づく計画的に修繕・改修等を実施するなど経費の削減にも取り組むことで、事業収支スキームを構築する必要がある。

カ まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員の不足が顕著となってきたことから、まちづくり行政に係る技術力を補完するセンターの継続支援が必要である。

また、将来的には、公益目的事業の内、大阪府の補完・代行的な役割にかかるものが縮小していくため、新たな事業展開を探る必要がある。

- その他事業では、近隣センターの引継ぎについて、泉北地区は、地元市をはじめとする関係者との協議・調整を通じて遅れている残り2カ所の引継ぎを進めていく必要がある。一方、千里地区は、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等について諸課題が多いほか、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響が生じることから、地元市や地権者と十分に協議していく必要がある。
- 収益事業では、多様な公益目的事業を永続的に実施するには収益源を安定的に確保することが必須の条件であるため、法人運営を支える重要な経営資源である千里中央地区、北千里地区の所有資産について最大限に有効活用できる方策を検討するなどの取組みが必要である。
- センターを取り巻く事業環境が厳しさを増す中、健全な財務を維持するため、公益目的事業の実施に必要な正味財産を維持できる経営戦略を描くことが求められる。

【上記課題に対する対応方針等】

1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」を目指す

センターがこれまで蓄積してきたまちづくりに関する技術力・ノウハウ・情報等に加えて、タウン財団が持つ地域経営ノウハウ等を活かし、府や市町村と緊密に連携しながら、府の施策の補完・代行的役割を果たすとともに、良質なまちづくりの推進主体である市町村の技術職員の育成や事業の技術的支援を行うことで、まちづくりにおける課題解決に貢献する。

また、府民認知の向上を図ることを目的に、広報戦略の一層の工夫、会合やセミナー参画など、関係自治体や民間企業とコラボする機会の醸成を行うことに加え、市長会・町村長会での事業概要のプレゼンや市町村職員技術研修の内容の充実などを進める。

2 中期経営計画を着実に実施する

○ 公益目的事業では、

ア 土地区画整理事業等支援業務は、より効果的な支援となるよう、助成だけにとどまらず、まちづくり構想を策定する地元勉強会等への職員派遣などの人的支援の手法の検討・導入を図るとともに、地権者の合意形成から事業完了までを一貫してサポートする。

また、業務の「複数年受託契約」や測量・物件調査・設計等の業務を含む「包括受託契約」の導入を発注者に働きかけ、これまでの実績を最大限に活用して業務の受注を目指す。

イ 密集市街地まちづくり活動支援業務は、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、府が令和3年3月に改定した「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、基本財産を取り崩した財源を活用し、助成制度の効果的運用や「技術者派遣」などマンパワー不足の地元市への人的支援などを通じて、令和7年度までの危険密集の概ね解消（平成24年当初の9割以上）を目標に取組みを進める。

ウ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、事業の安定的な実施を確保するため、大阪湾沿岸の港湾・海岸管理者及び大規模工事の事業者からの浚渫土砂・陸上建設発生土の発生情報を収集し、それぞれの期間や量の受け皿としてのバランスがとれる事業計画を進めるとともに、当法人では受入対象となっていない建設廃材（公有水面埋立免許では埋立用材の1つ）の扱い、陸上建設発生土のさらなる受入れ等について大阪港湾局と協議し、早急に方向性を確認の上、取り組む。

エ 市町村道路施設点検等支援業務は、府内市町村に対する技術支援事業を拡大するため、引き続き市町村との協議・調整を図り、残り6市町村との協定締結を目指す。また、府内市町村において、建設系技術職員が減少している中でも、市町村が定期点検に対応できるよう体制・ノウハウ構築を支援すること、さらに適切にインフラ老朽化対策を進めていくことができるよう技術支援事業を継続的に実施していく。

オ 大阪北摂霊園事業は、墓所ニーズの増加に対応するため、樹木葬墓地など魅力ある墓所を提供するとともに、開園から50年近くが経過して施設の老朽化が進んでいることから、長期的かつ計画的な補修を実施する。また、効果的な広報・販促活動を通じた墓所の販売促進等やアウトソーシングの活用を通じて、安定経営を実現する収支スキームの構築を目指す。

カ まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

○ その他事業では、

ア 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターをすべて地元市に引き継げるよう、市や関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、地元市と粘り強く協議・調整していく。

イ 河川敷の環境保全、魅力向上事業は、新たに、此花西部臨港緑地（安治川下流部の桜島入堀上流右岸の河川区域、USJに隣接）における「民間活力を導入し、エリアのポテンシャルを最大限に活かした、水辺遊歩空間の創出と舟運ネットワーク形成による水辺賑わいづくり」の実現に向けて取り組む。

- ・ 此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくりは、令和3年12月にセンターが事務局を担う「此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会」が設立され、令和4年3月に本エリアが都市・地域再生等利用区域に指定されたことから、今後、協議会が策定した「此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり構想」に基づき、センターが占用（公募）主体となり、水辺遊歩空間整備事業を実施する事業者の公募を進める。

○ 収益事業等では、多様な公益目的事業を永続的に実施する収益源の安定確保ため、千里中央・北千里両地区の所有資産について、法人運営を支える重要な経営資源として最大限に有効活用できる方策を検討する。特に、北千里地区は、準備組合の円滑な運営にあたることともに、大規模地権者として、権利変換方針・意見反映方策、千里北センター(株)の整理、再開後の所有資産による収益確保策を検討するなど、市街地再開事業の進展によるまちづくりの実現に取り組む。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○ 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算・決算、事業執行等に関する決定）

○ 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施

○ 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施

○ 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導

○ 理事会、評議員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）

○ 府の出資法人改革への対応（府との協議・調整の実施）

○ 法人事業の安定的な実施に係る収支スキームの構築

○ 以上の他、定例的に事務局会議（部室所長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項について対応策を指示している。

○ これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 法人統合は府の方針に沿ったものであり、府及び法人にとって非常に重要な課題であった。統合後の法人運営にあたっては、府の施策との関連にも留意しながら、大阪府域全体のまちづくり推進支援や関連施設の管理等を行っていくことが求められている。
これらについて、府関係部や相手方法人役員と密接に協議・連携を行う必要があるが、これを行うためには、法人の意思決定者である理事長に、大阪府の都市再生やまちづくり行政全般に精通し、専門知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 土地区画整理事業等支援事業は、常に時代に対応した取り組みが求められているが、法人は、良好なまちづくり推進の観点から、土地区画整理事業の掘り起し・支援を行っている。
かかる支援は、府のまちづくり施策と一体となって進める必要があり、地域にとって効果的なまちづくり手法の検討など、府との緊密な連携が必要である。
また、各市町村が土地区画整理事業等の取組みを意思決定し、事業を推進するためには、担当は勿論のこと、市トップレベルとの協議・調整が必要となる。行政の責任者たる市トップレベルと協議・調整を行うためには、法人の理事長に、広域的なまちづくりに関する専門知識と豊富な行政経験を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 環境共生型まちづくり事業については、事業の安定的な実施を確保するために浚渫土砂・陸上建設発生土をバランス良く受け入れていく必要があり、大阪湾沿岸の港湾・海岸管理者及び大規模工事の事業者との協議・調整が必要である。また、建設廃材の扱いや陸上建設発生土のさらなる受入れ等について大阪港湾局と協議し、早急に方向性を確認する必要がある。
さらに、竣工した地区を環境共生型の新しいまちとしていくためには、大阪港湾局や地元市と調整しながら具体的な海浜緑地の計画策定やまちの景観ルールを作っていく必要がある。
かかる事業を行うためには、実施主体である法人の理事長に、まちづくりをはじめ関係する行政経験に精通した、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- 市町村道路施設点検等支援業務については、市町村の課題について国及び府の支援方策をベースに、府内市町村の実情に即して検討していく必要があり、どのような支援が効果的であるかなど、府関係者と詳細に協議しなければならない。
さらに、府内市町村の実情を把握し、適切な支援を行うには担当だけでなく市町村のトップレベルとの協議・調整が必要となる。これらを行うためには、自治体職員の必要とされる技術内容について専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通し、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- 公共団体等の技術支援を担う事業は、まちづくり行政に係る市町村への技術支援を実施していくために、強化すべき技術の内容や支援の方法について、府や市町村と詳細に選定・調整することが必要である。また、地元市町村や地域団体の意向を汲みながら事業化への道筋をつける役割を担うもの、府が市町村とセンターの3者で協定を締結して事業実施するもの、市町村技術職員の育成という府の役割の一部を担うものなどであり、公共性の高いミッションに鑑みると、それを円滑に執行するためには、自治体技術職員の必要とする技術内容についての専門的知識を有するとともに、まちづくり行政全般に通じた経験と知識を持ち、関係自治体のトップレベルと協議・調整が行える府関係者の就任が不可欠である。
- 近隣センターは、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている。地元市が引継ぎに応じるよう、粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 所有資産の有効活用にあたっては、地区周辺の活性化に資するよう、十分に検討を行った上で、地元市や関係者ときめ細かな調整を行っていく必要がある。
特に、北千里地区の駅前再開発は、センターの今後の運営にも影響するものであり、地元市の意向も十分に踏まえながら、まちづくり行政全般に通じた経験と知識を持ちながら、地権者・テナントなどの関係者ともしっかりと協議していくという高度な調整が求められる。
いずれも、事務レベルの調整に合わせて、時機をとらえた関係自治体のトップレベルと協議・調整が行える府関係者の就任が不可欠である。
- 新たな事業展開の可能性の検討や、法人の将来を見通した収支構造の改善等にかかるマネジメントについては、法人業務が経緯を含め、府施策と密接不可分の関係していること、加えて、府の適宜適切な指導助言が一層求められることから、法人全体を見渡したマネジメントを担う理事長職には、府との調整役に相応しい資質と経験を積んだ府関係者の就任が望ましい。
- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の理事長は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。
かかる者の就任により、市町村からの信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票12

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 事業調整室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者	3名
			その他			名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		77名	うち府派遣	14名	うち府退職者	16名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>I まちづくりコーディネート事業</p> <p>1 まちづくり活動支援事業</p> <p>(1) 密集市街地まちづくり活動支援</p> <p>(2) まちづくり初動期活動支援</p> <p>(3) まちづくり普及啓発事業</p> <p>2 まちづくり技術支援事業</p> <p>(1) 土地区画整理等支援事業</p> <p>(2) 市町村道路施設点検等支援事業</p> <p>(3) 市町村職員技術研修事業</p> <p>II 環境共生型まちづくり事業</p> <p>(阪南2区埋立造成事業・阪南2区まちづくり事業)</p> <p>III 大阪北摂霊園事業</p> <p>○収益事業</p> <p>IV 駐車場運営事業</p> <p>V 不動産賃貸管理事業</p> <p>○その他事業</p> <p>VI 近隣センター事業</p> <p>VII 河川敷の環境保全・魅力向上事業</p>					
対象役員	常務理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの		3回	
理事会・取締役会以外の意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員8名		年1回以上	
	事務局会議		理事長、常務理事、事務局長、各部室所長 ほか		月2回、随時	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○(一財)大阪府タウン管理財団との統合については、「早期統合をめざす」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。</p> <p>○公益目的事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。 密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。 住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。 環境共生型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。 平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。 <p>○まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。</p>						

【前回（令和元年度）見直し時の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【前回（令和元年度）見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- タウン管理財団との統合については、令和元年9月、統合協議会において「統合計画案」を取りまとめた上で、同年11月に両法人による合併契約を締結し、令和2年4月に統合した。
- 以下の課題は、統合前の旧都市整備推進センターに係るものである。
 - ・土地区画整理事業等支援業務は、幹線道路沿道、鉄道駅周辺及び既成市街地等、計画的なまちづくりが求められる地域で、土地区画整理事業によるまちづくりを進める市町村や組合等を支援し、道路や公園、下水道等の公共施設の整備や宅地利用の増進に寄与するため、事業化を支援する「都市整備調査計画事業」（平成29年度～令和2年度までの実績18地区）、事業推進を支援する「土地区画整理支援事業」（同20地区）を実施してきた。
 - ・密集市街地まちづくり支援業務は、大阪府密集市街地整備方針（旧方針）にある「令和2年度末までにすべての地震時に著しく危険な密集市街地（危険密集）の解消」との目標の実現に向け、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施してきた。現時点で、目標の達成には至らず、危険密集は依然として残っている状況にある。
 - ・まちづくり初期期活動支援は、土地区画整理、市街地再開発、道路・公園等の整備とつながる「街の形づくり」、良好な街並み形成のための地区計画・建築協定等の「ルールづくり」など地域が主体となる活動の費用の一部を助成支援しており、令和元年度から助成対象に「広域連携型のまちづくり」や「商店街の活性化等の地域活性化、魅力向上につながる活動」を加え、支援拡大を図ってきた。
 - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、府の関係部局（港湾局等）などと協議調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、和歌山県域・奈良県域からの建設発生土や大阪府内河川浚渫土砂を新たに受け入れ、令和3年度末に5.1haの造成地を大阪府（大阪港湾局）に引き渡した。
 - ・市町村道路施設点検等支援業務は、平成27年度から「橋梁点検の一括発注業務」、平成30年度から「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」を実施してきた。令和3年度末時点で35市町村と基本協定を締結し、延べ約4,300橋の点検、13市町村の長寿命化修繕計画策定業務を受託した。
 - ・まちづくり行政に係る市町村の技術支援は、若い世代の市町村職員を主な対象として、調査、設計、施工、維持管理などの基礎的な研修を実施し、知識・技術力の向上を支援してきた。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」を目指す
既成市街地を中心に再生・リニューアルの取組みが進む一方で、空き地・空き家の増加やインフラの老朽化等への対応、頻発する集中豪雨や地震への防災力の向上が喫緊の課題とされている。
こうした都市政策に対応するため、大阪府や府内市町村では、それぞれの地域課題に応じた施策を進めているが、施策の担い手となる技術系人材やまちづくりのノウハウ・専門性の不足により、計画立案や施策実行に課題・不安を抱えている。
このような中で、法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献し、「まちづくりの総合コーディネート財団」として、法人プレゼンスを高めていくことが必要である。
- 2 中期経営計画（令和3年7月策定）の着実な実施を図る
 - 公益目的事業では
 - ア 土地区画整理事業等支援業務は、幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの継続した事業支援が必要である。特に近年では、空地が増加している既成市街地において土地の再編によるまちづくりが求められるなど、地域の特性に応じたよりきめ細かな支援が求められている。

イ 密集市街地まちづくり活動支援業務は、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される中、旧方針の目標が達成できなかったことから、危険密集の早期解消に向けて取組みの強化を図るため、継続したセンターの事業支援が必要である。

ウ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、陸上建設残土受入量が堅調に増加傾向で推移している半面、浚渫土砂受入量はここ数年低迷している。事業を安定的に実施していくためには、特に陸上建設残土の発生情報を収集し、その期間や量の受け皿としてのバランスをとりながら事業を進めていく必要がある。

エ 市町村道路施設点検等支援業務は、道路法改正により、橋梁等の道路施設について道路管理者が5年ごとに点検することが義務付けられている。点検の結果、損傷等が著しい橋梁については、早期な対策が求められており、特に中小規模の市町村では、事業実施に係るノウハウが不足しているという課題があり、対策も含めた技術支援事業を継続的に実施していくことが必要である。

オ 大阪北摂霊園事業は、「墓ばなれ」の流れが一層強まる一方で、樹木葬などの新たな形態の墓所ニーズが増加するなど、多様化する墓所ニーズに対応した魅力ある墓所の整備が必要である。また、霊園を安定的に経営するために、長期修繕計画に基づく計画的に修繕・改修等を実施するなど経費の削減にも取り組むことで、事業収支スキームを構築する必要がある。

カ まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員の不足が顕著となってきていることから、まちづくり行政に係る技術力を補完するセンターの継続支援が必要である。

また、将来的には、公益目的事業の内、大阪府の補完・代行的な役割にかかるものが縮小していくため、新たな事業展開を探る必要がある。

○ その他事業では、近隣センターの引継ぎについて、泉北地区は、地元市をはじめとする関係者との協議・調整を通じて遅れている残り2カ所の引継ぎを進めていく必要がある。一方、千里地区は、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等について諸課題が多いほか、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響が生じることから、地元市や地権者と十分に協議していく必要がある。

○ 収益事業では、多様な公益目的事業を永続的に実施するには収益源を安定的に確保することが必須の条件であるため、法人運営を支える重要な経営資源である千里中央地区、北千里地区の所有資産について最大限に有効活用できる方策を検討するなどの取組みが必要がある。

○ センターを取り巻く事業環境が厳しさを増す中、健全な財務を維持するため、公益目的事業の実施に必要な正味財産を維持できる経営戦略を描くことが求められる。

【上記課題に対する対応方針等】

1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」を目指す

センターがこれまで蓄積してきたまちづくりに関する技術力・ノウハウ・情報等に加えて、タウン財団が持つ地域経営ノウハウ等を活かし、府や市町村と緊密に連携しながら、府の施策の補完・代行的役割を果たすとともに、良質なまちづくりの推進主体である市町村の技術職員の育成や事業の技術的支援を行うことで、まちづくりにおける課題解決に貢献する。

また、府民認知の向上を図ることを目的に、広報戦略の一層の工夫、会合やセミナー参画など、関係自治体や民間企業とコラボする機会の醸成を行うことに加え、市長会・町村長会での事業概要のプレゼンや市町村職員技術研修の内容の充実などを進める。

2 中期経営計画を着実に実施する

○ 公益目的事業では、

ア 土地区画整理事業等支援業務は、より効果的な支援となるよう、助成だけにとどまらず、まちづくり構想を策定する地元勉強会等への職員派遣などの人的支援の手法の検討・導入を図るとともに、地権者の合意形成から事業完了までを一貫してサポートする。

また、業務の「複数年受託契約」や測量・物件調査・設計等の業務を含む「包括受託契約」の導入を発注者に働きかけ、これまでの実績を最大限に活用して業務の受注を目指す。

イ 密集市街地まちづくり活動支援業務は、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、府が令和3年3月に改定した「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、基本財産を取り崩した財源を活用し、助成制度の効果的運用や「技術者派遣」などマンパワー不足の地元市への人的支援などを通じて、令和7年度までの危険密集の概ね解消（平成24年当初の9割以上）を目標に取組みを進める。

ウ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）は、事業の安定的な実施を確保するため、大阪湾沿岸の港湾・海岸管理者及び大規模工事の事業者からの浚渫土砂・陸上建設発生土の発生情報を収集し、それぞれの期間や量の受け皿としてのバランスがとれる事業計画を進めるとともに、当法人では受入対象となっていない建設廃材（公有水面埋立免許では埋立用材の1つ）の扱い、陸上建設発生土のさらなる受入れ等について大阪港湾局と協議し、早急に方向性を確認の上、取り組む。

エ 市町村道路施設点検等支援業務は、府内市町村に対する技術支援事業を拡大するため、引き続き市町村との協議・調整を図り、残り6市町との協定締結を目指す。また、府内市町村において、建設系技術職員が減少している中でも、市町村が定期点検に対応できるよう体制・ノウハウ構築を支援すること、さらに適切にインフラ老朽化対策を進めていくことができるよう技術支援事業を継続的に実施していく。

オ 大阪北摂霊園事業は、墓所ニーズの増加に対応するため、樹木葬墓地など魅力ある墓所を提供するとともに、開園から50年近くが経過して施設の老朽化が進んでいることから、長期的かつ計画的な補修を実施する。また、効果的な広報・販促活動を通じた墓所の販売促進等やアウトソーシングの活用を通じて、安定経営を実現する収支スキームの構築を目指す。

カ まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

○ その他事業では、

ア 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターをすべて地元市に引き継げるよう、市や関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、地元市と粘り強く協議・調整していく。

イ 河川敷の環境保全、魅力向上事業は、新たに、此花西部臨港緑地（安治川下流部の桜島入堀上流右岸の河川区域、USJに隣接）における「民間活力を導入し、エリアのポテンシャルを最大限に活かした、水辺遊歩空間の創出と舟運ネットワーク形成による水辺賑わいづくり」の実現に向けて取り組む。

- ・ 此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくりは、令和3年12月にセンターが事務局を担う「此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会」が設立され、令和4年3月に本エリアが都市・地域再生等利用区域に指定されたことから、今後、協議会が策定した「此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり構想」に基づき、センターが占用（公募）主体となり、水辺遊歩空間整備事業を実施する事業者の公募を進める。

○ 収益事業等では、多様な公益目的事業を永続的に実施する収益源の安定確保ため、千里中央・北千里両地区の所有資産について、法人運営を支える重要な経営資源として最大限に有効活用できる方策を検討する。特に、北千里地区は、準備組合の円滑な運営にあたることともに、大規模地権者として、権利変換方針・意見反映方策、千里北センター(株)の整理、再開発後の所有資産による収益確保策を検討するなど、市街地再開発事業の進展によるまちづくりの実現に取り組む。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算・決算、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施
- 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応（府との協議・調整の実施）
- 法人事業の安定的な実施に係る収支スキームの構築

○ 以上の他、定例的に事務局会議（部室所長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項について対応策を指示している。

○ これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- まちづくり行政の緊急の課題である密集市街地整備を府・市連携のもとに推進するべく、センターが密集市街地まちづくり活動支援を強力に進めていくためには、市町村のどの地区でどのような事業を新たに実施すべきか、また、その際の事業費の費用分担や実施体制をどうすべきかを、府・市と詳細に協議・調整をしていく必要がある。
これらの業務を指揮し府・市と協議・調整していくためには、法人の常務理事に、府や市の密集市街地整備施策や住宅・建物の耐震化・不燃化の施策などのまちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 環境共生型まちづくり事業、市町村道路施設点検等支援、市町村のまちづくり行政に対する技術支援などの業務を進めていくためには、府や市町村をはじめ様々な関係者との調整・協議を円滑に行う必要があり、まちづくり行政に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- このほか、土地区画整理事業等支援、河川敷環境保全・魅力向上事業や収益目的事業の1つの柱である駐車場運営事業についても、業務の効果的な運営などを目指していく上で、市町村など関係機関との緊密な連携、協議・調整やまちづくり行政に関する専門的な知識・経験が求められることから、常務理事にはまちづくり行政に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の常務理事は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。こうした者が就任することにより、法人のミッションである「まちづくりの総合コーディネート財団として、技術力・ノウハウ、マンパワーの蓄積・発揮により、府や市町村等と連携して、様々な都市的課題の解決に貢献し、地域の活性化を実現する」ことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票13

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 事業調整室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者	3名
			その他			名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		77名	うち府派遣	14名	うち府退職者	16名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>Ⅰ まちづくりコーディネート事業</p> <p>1 まちづくり活動支援事業</p> <p>(1) 密集市街地まちづくり活動支援</p> <p>(2) まちづくり初動期活動支援</p> <p>(3) まちづくり普及啓発事業</p> <p>2 まちづくり技術支援事業</p> <p>(1) 土地区画整理等支援事業</p> <p>(2) 市町村道路施設点検等支援事業</p> <p>(3) 市町村職員技術研修事業</p> <p>Ⅱ 環境共生型まちづくり事業 (阪南2区埋立造成事業・阪南2区まちづくり事業)</p> <p>Ⅲ 大阪北摂霊園事業</p> <p>○収益事業</p> <p>Ⅳ 駐車場運営事業</p> <p>Ⅴ 不動産賃貸管理事業</p> <p>○その他事業</p> <p>Ⅵ 近隣センター事業</p> <p>Ⅶ 河川敷の環境保全・魅力向上事業</p>					
対象役員	常務理事(タウン事業本部担当)(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの		3回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員8名		年1回以上		
	事務局会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長 ほか		月2回、随時		
<p>【前回見直し(令和元年)時における法人の課題等】</p> <p>○ 法人統合については、大阪府行財政改革推進プラン(案)の方針に基づき、千里地区における保有資産の処分を進めてきた結果、平成29年度の決算ベースでは統合後法人での公益目的事業比率が50%を超える見込みとなっており、都整Cとの早期統合を目指して協議・調整を進めていく必要がある。</p> <p>また、統合の取組みとあわせ、引き続き残余資産の処分や近隣センターの引継ぎを進めていく必要がある。</p> <p>○ これら残余資産の処分を進めるにあたっては、千里北地区センターや桃山台第14駐車場など、まちづくりに重要な拠点となる施設であり、ニュータウンのまちづくりにおいて、これまで、府と財団が担ってきた経過も踏まえ、府民の理解と地元市の意向に配慮した最適な方法により処分を推進していく必要がある。</p> <p>○ 近隣センターの引継ぎについて、泉北地区については、令和2年度を目途に堺市への引継ぎを完了できるように引き続き協議を進めていく。一方、千里地区については、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等については諸課題が多く、引継ぎに関する協議・調整には多大な時間と労力を要している。また、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響がでることから、地元地権者や市と十分協議を進める必要がある。</p> <p>○ 公益事業である北摂霊園事業については、新規貸付者が減少し、墓所返還者も増加する中、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、安定的な運営を行っていく必要がある。</p>						

【前回見直し（令和元年）時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 千里所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整
 - ・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域7箇所）の引継ぎ
 - ・千里北地区商業施設用地等の資産処分の方向性の検討
- 北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者協議・調整
- 事業責任者として、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市、関係団体での対応やその必要な事項についての指示や協議調整を行っている。千里北地区の資産処分に向けては、千里地区の特性を熟知した常務理事を中心に関係者との協議・調整を重ねており、事業責任者として指示・意思決定を行うなど、その職責の役割を適切に果たしながら対応している。
また、法人統合を進める中で、千里北地区センターの資産処分の検討と併せて、孫法人である千里北センター（株）のあり方を検討する必要がある。常務理事が事業責任者として重要な役割を担うものである。
- 泉北地区の近隣センター（堺市域8箇所）の引継ぎ

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- タウン管理財団との統合については、令和元年9月、統合協議会において「統合計画案」を取りまとめた上で、同年11月に両法人による合併契約を締結し、令和2年4月に統合した。
- 財団の資産処分にあたっては、これまでの開発経過並びに、府や地元市のまちづくりの取り組みを踏まえつつ、関係者の理解を得ながら、まちの活性化に繋がるように取り組んできた。
特に、千里北地区センターについては、再開発事業に向けた取り組みが始まっており、地元市の活性化ビジョン、街区整備計画も踏まえた地元市、民間事業者、地権者等との協議、調整の結果、令和4年4月には「北千里駅前地区市街地再開発準備組合」が設立されたところであり、令和5年度の都市計画決定に向けて、令和4年度は準備組合において基本計画の作成を行っていく。
- 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターを令和2年度中にすべて地元市に引き継げるよう関係者と協議を進めていたが、引継ぎに必要な合意が得られなかったことから、2ヶ所が引継未了となっている。
- 大阪北摂霊園事業については、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、管理料の改定などによる収入確保を図るとともに、効果的な広報・販促活動の実施や樹木葬墓地の販売（令和3年度から）など様々な取り組みを進めているが、平成26年度以降、経常増減額がマイナスとなり、収益事業から不足額を繰り入れる状況が続いている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 統合後のセンターとしては、
 - ・人口増加を前提とした市街地の拡大や住宅の供給量が鈍化し、既成市街地を中心とした再生・リニューアルの取組みが進む中での良質な市街地形成の阻害要因となる空き地・空き家等の増加、高度成長期に集中的に整備されたインフラ等の老朽化対策、頻発する集中豪雨や地震への対応など防災性の向上といった都市的課題に対応するため、大阪府や府内市町村は、それぞれの地域課題に応じたまちづくり施策を進めているが、昨今の財政的な制約とともに、施策の担い手となる技術系人材やまちづくりのノウハウ・専門性の不足から、計画立案や施策実行に課題や不安を抱える自治体が増えており、センターがこれまでに蓄積したまちづくりに関する技術力・ノウハウ・情報等に加えて、タウン財団が持っていた地域経営ノウハウ等を活かし、府や市町村と緊密に連携しながら、府域における都市的課題の解決に貢献し、良質で魅力あるまちづくりの推進を図るコーディネーターになることを目指していかなければならない。
 - ・また、センターが担う公的団体からの事業受託や公共用地活用については、近年、発注方式がこれまでの随意契約から公募・入札に見直され、ビジネスチャンスの確保に一層の努力が求められており、常態化する低金利により資産運用の果実が限られた状況にあるなど、センターを取り巻く事業環境は厳しさを増している。こうした中で、健全な財務を維持するためには、安定的な事業継続とともに、事業収支のバランスを確保し、公益目的事業の実施に必要な正味財産を維持できる経営戦略を描くことが求められる。
- 法人統合を目指すための指標として掲げた、タウン管理財団の従来の方針（所有する収益事業用資産の売却）が、統合実現により達成されたことに加え、統合後の新法人全体の収支構造を踏まえると、多様な公益目的事業を永続的に実施するには収益源を安定的に確保することが必須の条件であるため、法人運営を支える重要な経営資源である千里中央地区・北千里地区の所有資産について最大限に有効活用できる方策を検討する必要がある。

特に、北千里地区は、北千里駅前地区市街地再開発準備組合の事務局をセンターが中心となって担うこととなったため、令和5年度の都市計画決定、同6年度の本組合設立認可、さらにはその後の権利変換などに向け、地権者や地元市、さらには関連事業者等との調整・協議を円滑に実施していく必要がある。その一方で、出資法人である千里北センター(株)のあり方の検討はもちろんのこと、北千里地区から得られる不動産賃貸収入は当センターの大きな収入源の一つでもあることから、再開後の所有資産による収益確保策も検討していく必要がある。

- 近隣センターの引継ぎについて、泉北地区は、地元市をはじめとする関係者との協議・調整を通じて遅れている残り2カ所の引継ぎを進めていく必要がある。一方、千里地区は、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等について諸課題が多いほか、再開の方向性により引継ぎの進捗に影響が生じることから、地元市や地権者と十分に協議していく必要がある。
- 大阪北摂霊園事業は、「墓ばなれ」の流れが一層強まる一方で、樹木葬などの新たな形態の墓所ニーズが増加するなど、多様化する墓所ニーズに対応した魅力ある墓所の整備が必要である。また、霊園を安定的に経営するために、長期修繕計画に基づく計画的に修繕・改修等を実施するなど経費の削減にも取り組むことで、事業収支スキームを構築する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 法人全体の収支構造を踏まえると、多様な公益目的事業を永続的に実施する収益源の安定確保が必須の条件であるため、今後、千里中央・北千里両地区の所有資産について、法人運営を支える重要な経営資源として最大限に有効活用できる方策を検討する。
特に、北千里地区は、準備組合の円滑な運営にあたるとともに、大規模地権者として、権利変換方針・意見反映方策、整理等も含めた千里北センター(株)の今後のあり方、再開後の所有資産による収益確保策を検討するなど、市街地再開発事業の進展によるまちづくりの実現に取り組む。
- 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターをすべて地元市に引き継げるよう、市や関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、地元市と粘り強く協議・調整していく。
- 大阪北摂霊園事業は、新規墓地の整備・販売の検討、計画的・効率的な長期修繕の実施に加え、効果的な広報・販促活動を通じた墓所の販売促進等による永代使用料等の収入の最大化、アウトソーシングの活用による管理経費の縮減などによる安定経営を実現する収支スキームの構築を目指す。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 理事会、評議員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 千里地区所管資産の処理等に向けた関係者協議・調整
 - ・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域5箇所）の引継ぎ
 - ・千里北地区センターの再開に伴う諸課題に係る検討、関係者との協議・調整
大規模地権者としての権利変更方針・意見反映方策
整理も含めた千里北センター(株)の今後のあり方
再開後の所有資産による収益確保策 など
- 泉北地区の近隣センター（堺市域2箇所）の引継ぎ
- 北摂霊園事業の安定的な経営に向けた関係者との協議・調整等
- 以上の他、定例的に事務局会議（部室所長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項について対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は事案に応じ、担当常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 所有資産の有効活用にあたっては、地区周辺の活性化に資するよう、十分に検討を行った上で、地元市や関係者ときめ細かな調整を行っていく必要がある。
特に、北千里地区の駅前再開発は、センターの今後の運営にも影響するものであり、地元市の意向も十分に踏まえながら、地権者・テナントなどの関係者ともしっかりと協議していくという高度な調整が求められることから、市の立場も熟知した行政経験者が適任である。
- 近隣センターは、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている。地元市が引継ぎに応じるよう、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 大阪北摂霊園事業は、収支を改善し、安定経営を実現する収支スキームを早期に構築することが求められており、新規墓地の整備・販売の検討、計画的・効率的な長期修繕の実施、アウトソーシングの活用による管理経費の縮減はもちろんのこと、今後の施設運営のあり方などについても府・地元市町等とも十分に協議・調整しながら、検討していく必要があることから、府のみならず市町の立場等も熟知した行政経験者が適任である。
- 以上のように、大阪北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者との協議・調整のほか、北千里駅前再開発事業や近隣センターの引継ぎなど安全・安心で府民の利便性向上に寄与する活力あるまちづくりを実現するためには、府政、市町村行政を熟知した行政経験者が府、地元市や各種ステークホルダーとの調整を図るとともに、事業責任者として指示・意思決定を行うことが、事業の円滑な推進に必要であることから、常務理事には引き続き府関係者が役員として就任することが不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票14

法人名	大阪府道路公社					
法人所管課	都市整備部道路室道路整備課					
設立年月日	昭和58年4月1日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
			その他			1名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		22名	うち府派遣	13名	うち府退職者	6名
主な事業概要	○有料道路事業(烏飼仁和寺大橋、箕面) 道路管理業務 料金徴収業務 道路保全業務					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- 公社は、道路整備特別措置法に基づき道路管理者の府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施しており、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行う必要がある。
- 公社の経営については、路線ごとに収支バランスをとりながら、建設費を着実に償還することが求められている。
- 引き続き、近畿圏の高速道路料金体系一元化の実現に向け、箕面有料道路の移管を目指す。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 安全安心で利便性の高い道路サービスを提供し、道路管理者として責任ある道路の維持管理を統括する。
- 中期経営計画を踏まえ、引き続き業務の効率化等によるコスト縮減や利用促進に取組み、計画的な建設費の償還を推進する。
- 箕面有料道路の移管にかかる課題解決に向けた具体的協議・調整方針を決定するとともに、公社のあり方を検討する。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 公社では、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行った結果、管理上の瑕疵に起因する事故発生を0件とすることができた。
- 中期経営計画(2019年度~2021年度)を踏まえ、効率的・効果的な維持管理の縮減に取り組み、3年間での目標である償還準備金等繰入額2,168百万円を達成する見込みである。
- 箕面有料道路の移管については、接続する新名神高速道路との連続利用が想定ほど伸びず、NEXCO西日本が一体的に管理し、シームレスな料金体系とすることの必要性やメリットが十分とは言えないことから、国との合意に至っていない。
一方、箕面有料道路と接続する新御堂筋は、慢性的な渋滞の発生に加え、高速道路をつなぐ南北軸の強化等の観点から、抜本的機能強化が必要であると、府と国との協議の中で共通認識を得ている。
連続利用を促進する取組みとして、箕面有料道路自体の利用促進を図るとともに、新御堂筋の機能強化による新名神高速道路から大阪都心部への円滑な交通流の確保等について府と関係者が検討を進めている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 公社は、道路整備特別措置法に基づき道路管理者の府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施しており、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行う必要がある。
- 公社の経営については、路線ごとに収支バランスをとりながら、建設費を着実に償還することが求められている。
- 引き続き、近畿圏の高速道路料金体系一元化の実現に向け、箕面有料道路の移管を目指す。

【上記課題に対する対応方針等】

- 通常の維持管理とあわせて、近年の災害時の経験を踏まえた防災対策の強化に取り組む。
- 公社の経営については、2022年3月に策定した中期経営計画（2022年度～2024年度）に基づき、安全・安心で利便性の高い道路サービスを確保しながら、経費縮減に取組み、計画的な建設費の償還に努めていく。
- 移管した3路線の経験を踏まえ、箕面有料道路の移管にかかる課題の整理や解決に向けて、本府と緊密に連携しながら高速道路会社等との協議を進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 安全安心で利便性の高い道路サービスを提供し、道路管理者として責任ある道路の維持管理を統括する。
 - ・ 24時間いつでも、大規模な交通事故や地震等の非常時に迅速な対応できるよう体制の構築や指揮命令を行う。
 - ・ 日々の道路巡回や日常点検等を行い、管理上の瑕疵に事故発生0件に取り組んでいる。
- 中期経営計画を踏まえ、引き続き業務の効率化等によるコスト縮減や利用促進に取組み、計画的な建設費の償還を推進する。
 - ・ 維持管理方法の工夫、管理水準の見直しや電力調達方式の見直し、高速道路会社への業務委託等によるコスト縮減に取り組んでいる。
 - ・ 利用者ニーズの把握と改善により、より一層の利用者視点に立ったサービスの提供に取り組んでいる。
- 箕面有料道路の移管にかかる課題解決に向けた具体的協議・調整方針を決定するとともに、公社のあり方を検討する。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 公社の性格からの必要性
公社は、道路法、道路整備特別措置法、地方道路公社法に基づき、道路管理者である本府の権限を代行して幹線道路を有料道路として整備し、管理を行っている。これらの事業を行うにあたっての国土交通大臣に対する許可申請等についても、公社単独ではなしえず、議会の議決を経た上で本府の同意を必要とされている。
このように、公社の業務は、本府の道路政策と密接不可分であり、こうした業務を適正かつ円滑に執行するためには、行政経験が豊富で本府の道路政策に精通している人材が公社の運営を行う必要があり、引き続き、理事長には府関係者の就任が不可欠である。
- 現在の課題等からの必要性
公社の運営に加え、近畿圏の高速道路料金体系一元化の実現に向けた公社路線の移管は本府の重要な政策課題の一つであり、その実現のためには本府と十分な調整を図りながら、国、高速道路会社等と協議を進めることが不可欠である。
また、箕面有料道路の移管協議の状況を踏まえながら、公社のあり方についても検討する必要があり、本府の政策課題に連携して取り組む者として、引き続き、理事長には府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票15

法人名	大阪モノレール株式会社					
法人所管課	都市整備部交通戦略室鉄道推進課					
設立年月日	昭和55年12月15日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	0名	うち府退職者	3名
			その他			0名
	非常勤	13名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数(常勤)	264名		うち府派遣	14名	うち府退職者	1名
主な事業概要	モノレールによる旅客運輸業 ・大阪空港～門真市 ・万博記念公園～彩都西 南伸事業の推進 ・門真市～(仮称)瓜生堂					
対象役員	代表取締役社長					
理事会・取締役会の開催状況	2021年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	経営会議		社長、専務、常務、監査役、総務部長、総務部次長、運輸部次長、技術部長、技術部次長、他		月2回	

【前回見直し時の法人の課題等】

今後、将来人口の減少・少子高齢化による輸送人員の伸び悩みと、数年後には延伸事業により大きな投資が必要と見込まれる中、開業後30年を迎える施設・設備の老朽化に対応する維持修繕が必要な状況にある。

こうしたなかであっても、鉄道事業者にとって最大の使命である「安全安定輸送、定時運行の確保」を第一に、将来を見据え、引き続き安定した需要確保、経営基盤の強化に努める必要がある。

≪具体的な課題≫

- ・定時運行(安全安定輸送)の確保
- ・利用者満足度の向上
- ・地域との協働事業の強化
- ・法人経営の安定化
- ・南伸事業の推進
- ・防災対策の推進

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

代表取締役社長は、安全・安定的な運行を維持するための最終責任者として、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に態勢を整え、的確に問題を解決する責務を持つ。

- ・法人全体のマネジメント
- ・安全かつ安定的な運行と将来を見据えた投資や経営判断
- ・府との密接な連携及び協議
- ・緊急事態の際には、対策本部を設置し本部長として、迅速な復旧に向けて、被害状況の早期把握や関係機関との調整を行うこと。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況(R3年度実績)】

- ・定時運行の確保(20分以上の遅延回数)⇒0回
- ・利用者満足度の向上(駅ナカでの物販の店舗・施設の新規展開)⇒1店舗(全13店舗)
- ・地域との協働事業の強化(イベントの実施)⇒14回
- ・法人経営の安定化 売上高84億円 安全等投資額 32億円
- ・南伸事業の推進 ⇒瓜生堂車両基地整備工事や軌道桁製作架設工事着手
- ・防災対策の推進 ⇒地震被災度推定システム竣工(R4年4月1日本稼働)

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、運輸収入は、2020年度が約32億円（2019年度比）、2021年度が約27億円減少（2019年度比）し、財務基盤は大きく悪化した。

この結果、2020年度決算は赤字となったものの、2021年度決算では投資時期の見直しや運営コストの削減により黒字に転換した。

今後、短期間での利用者の回復が見通せない中、開業後30年を超えた施設・設備の老朽化に対応する更新投資や維持修繕費用、南伸事業の新規投資を予定している。

≪具体的な課題≫

- ・安全・安定輸送の確保
- ・法人経営の安定化
- ・需要喚起策の実施
- ・老朽化した施設設備の更新投資や維持修繕
- ・南伸事業の推進

【上記課題に対する対応方針等】

≪対応方針≫

- ・安全・安定輸送の確保 ⇒ 事故・重大インシデント「ゼロ」を目指す。
- ・法人経営の安定化 ⇒ 売上高の向上、運営コストの削減に取り組む。
- ・需要喚起策の実施 ⇒ 移動機会を創出する。（企画乗車券発売とイベントの実施）
地域と連携したまちづくりを促進する。
- ・老朽化した施設設備の更新や維持修繕
⇒ 投資時期の見直しや運営コストの削減に取り組む。
- ・南伸事業の推進
⇒ 大阪府や沿線自治体とともに、瓜生堂車両基地整備工事や軌道桁製作架設工事などの事業を着実に進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

代表取締役社長は、安全・安定輸送を確保するための最終責任者として、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に態勢を整え、的確に問題を解決する責務を持つ。

- ・法人全体のマネジメント
- ・安全・安定輸送と将来を見据えた投資や経営判断
- ・府との密接な連携及び協議
- ・緊急事態の際には、対策本部を設置し本部長として、迅速な復旧に向けて、被害状況の早期把握や関係機関との調整を行う。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○モノレールは、府が管理するインフラ部（桁、支柱、駅舎等）と、会社が管理するインフラ外部（車両や電気・通信設備等）により運行されており、日常的な維持、補修はもとより、中長期的な老朽化対策や施設更新等についても、両社が緊密に連携することが重要である。このため施設運用の最高責任者として府の関係者が就任する必要がある。

○日常の安全運行や今後の事業展開等を行う上で、最大株主であり、かつインフラ整備事業者である府と、密接な連携のもと対応していくことが必要であることから、府関係者が就任する必要がある。

○有事の際には運輸事業の責任者として迅速に態勢を整え、インフラ施設を含む道路管理者である府とともに的確に問題を解決する責務を果たさなければならず、府関係者が就任することが適切である。

○南伸事業を推進するには、大阪府との調整が必要であり、円滑な事業推進には、府関係者が実施責任者でなければ困難である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票16

法人名	大阪モノレール株式会社					
法人所管課	都市整備部交通戦略室鉄道推進課					
設立年月日	昭和55年12月15日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	0名	うち府退職者	3名
			その他			0名
	非常勤	13名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数(常勤)	264名		うち府派遣	14名	うち府退職者	1名
主な事業概要	モノレールによる旅客運輸業 ・大阪空港～門真市 ・万博記念公園～彩都西 南伸事業の推進 ・門真市～(仮称)瓜生堂					
対象役員	代表取締役専務					
理事会・取締役会の開催状況	2021年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	経営会議	社長、専務、常務、監査役、総務部長、総務部次長、運輸部次長、技術部長、技術部次長、他		月2回		

【前回見直し時の法人の課題等】

今後、将来人口の減少・少子高齢化による輸送人員の伸び悩みと、数年後には延伸事業により大きな投資が必要と見込まれる中、開業後30年を迎える施設・設備の老朽化に対応する維持修繕が必要な状況にある。

こうしたなかにあっても、鉄道事業者にとって最大の使命である「安全安定輸送、定時運行の確保」を第一に、将来を見据え、引き続き安定した需要確保、経営基盤の強化に努める必要がある。

≪具体的な課題≫

- ・定時運行(安全安定輸送)の確保
- ・利用者満足度の向上
- ・地域との協働事業の強化
- ・法人経営の安定化
- ・南伸事業の推進
- ・防災対策の推進

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

代表取締役専務は、会社の代表権を有し、社長不在の際には、会社の最終責任者として、安全・安定輸送を維持するため、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に体制を整え、的確に問題を解決する判断を行う。

また、財務の健全化や適切な資金計画により、安定的な経営を確保するとともに、今後増加が見込まれる修繕・投資資金について、府の財政なども考慮しながら業務を行う。

あわせて、駅業務等の委託を受ける関連会社である「大阪モノレールサービス株式会社」の代表取締役社長を兼ねて、安全・安定輸送の確保やお客さまサービスの提供、積極的な地域連携などにおいて、大阪モノレールグループ一体として効率的・効果的な経営に努める。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況(R3年度実績)】

- ・定時運行の確保(20分以上の遅延回数)⇒0回
- ・利用者満足度の向上(駅ナカでの物販の店舗・施設の新規展開)⇒1店舗(全13店舗)
- ・地域との協働事業の強化(イベントの実施)⇒14回
- ・法人経営の安定化 ⇒売上高84億円 安全等投資額 32億円
- ・南伸事業の推進 ⇒瓜生堂車両基地整備工事や軌道術製作架設工事着手
- ・防災対策の推進 ⇒地震被災度推定システム竣工(R4年4月1日本稼働)

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、運輸収入は、2020年度が約32億円（2019年度比）、2021年度が約27億円減少（2019年度比）し、財務基盤は大きく悪化した。

この結果、2020年度決算は赤字となったものの、2021年度決算では投資時期の見直しや運営コストの削減により黒字に転換した。

今後、短期間での利用者の回復が見通せない中、開業後30年を超えた施設・設備の老朽化に対応する更新投資や維持修繕費用、南伸事業の新規投資を予定している。

≪具体的な課題≫

- ・安全・安定輸送の確保
- ・法人経営の安定化
- ・需要喚起策の実施
- ・老朽化した施設設備の更新投資や維持修繕
- ・南伸事業の推進

【上記課題に対する対応方針等】

≪対応方針≫

- ・安全・安定輸送の確保 ⇒ 事故・重大インシデント「ゼロ」を目指す。
- ・法人経営の安定化 ⇒ 売上高の向上、運営コストの削減に取り組む。
- ・需要喚起策の実施 ⇒ 移動機会を創出する。（企画乗車券発売とイベントの実施）
地域と連携したまちづくりを促進する。
- ・老朽化した施設設備の更新や維持修繕
⇒ 投資時期の見直しや運営コストの削減に取り組む。
- ・南伸事業の推進
⇒ 大阪府や沿線自治体とともに、瓜生堂車両基地整備工事や軌道桁製作架設工事などの事業を着実に進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

代表取締役専務は、会社の代表権を有し、社長不在の際には、会社の最終責任者として、安全・安定輸送を維持するため、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に体制を整え、的確に問題を解決する判断を行う。

また、財務の健全化や適切な資金計画により、安定的な経営を確保するとともに、今後増加が見込まれる修繕・投資資金（営業区間、南伸事業）について、府の財政なども考慮しながら業務を行う。

あわせて、駅業務等の委託を受ける関連会社である「大阪モノレールサービス株式会社」の代表取締役社長を兼ねて、安全安定輸送の確保やお客さまサービスの提供、積極的な地域連携などにおいて、大阪モノレールグループ一体として効率的・効果的な経営に努める。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○日常の安全運行や今後の事業展開等を行う上で、最大株主であり、かつインフラ整備事業者である府と、密接な連携のもと対応していくことが必要であることから、府関係者が就任する必要がある。

○新型コロナウイルス感染症で悪化した財政基盤の回復、計画的な投資や修繕およびサービス向上策に要する資金の確保など、財務面の会社の課題に着実に取り組むとともに、門真市以南の延伸の推進を図るべく資金調達の窓口として、金融機関との協議を行う資金管理の責任者には府関係者が就任する必要がある。

○南伸事業を推進するには、府の関係部署（都市整備部・財務部）との調整を進める必要がある。また、有事の際の情報発信などの場面でも、国や府との調整役としての役割を担うことが求められる。これらのことから、府と関係の深い法人の役員として、府の方針を踏まえつつ、法人経営を行うためにも、府関係者が就任する必要がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票17

法人名	大阪府土地開発公社					
法人所管課	都市整備部用地課					
設立年月日	昭和49年5月1日（昭和35年11月24日（財）大阪府開発協会として発足）					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）	60名		うち府派遣	8名	うち府退職者	25名
主な事業概要	公有地の拡大の推進に関する法律17条第1項及び第2項に掲げる業務 ・道路、河川等の公共用地の取得、管理、処分 ・国、公団等の委託に基づく用地取得の交渉受託等 ・その他附帯業務（ただし、住宅用地の造成事業等の独自事業はなし。）					
対象役員	理事長					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	3回	うち臨時的に開催したもの	1回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関（会議）名		構成員		開催頻度	
	役員会議		理事長、常務理事 事務局長、総務経理課長、用地課長、特命調査役、調査役		隔週1回（隔週火曜日）	
<p>【前回見直し時の法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）及び関連道路」の平成35年供用に向けた用地取得の着実な推進 用地取得専門機関としての機能維持するための体制の構築 今後、長期保有資産を発生させない買戻しルールの徹底 <p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】</p> <p><u>理事長は、公社のトップとして公社全体のマネジメントするとともに、主要課題である新名神高速道路事業及び関連事業の用地取得を早期完了、その他の府から依頼された用地取得業務を推進させるためNEXCOや大阪府等の関係機関幹部への働きかけ、資金コストの軽減と安定的な供給を受けるため、金融機関幹部との情報交換に取り組んでいる。</u></p> <p><u>現在、公社の組織において60歳以上の職員が3分の2を占め平成32年度末に大量の退職者が発生するなか、公社組織の機能維持のため組織の再構築に向けた具体的な取組みが緊急課題であり、今後府OBの確保が厳しいなか計画的にプロパー職員を採用していくことが最重要課題となっている。</u></p> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路（高槻市域）の用地取得は面積比92%、関連道路の長尾八幡線においては面積比93%まで進捗した。 先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、各事業の将来の新規取得額及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する府の『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減に努めた結果、計画より早期の令和2年度末に長期保有資産を解消した。（当初計画では、長期保有資産解消時期は令和4年度末。） こうした経営健全化の取組みを踏まえた結果、令和4年2月策定の「令和4年度行政経営の取り組み」における公社のあり方については「府の用地取得規模が一定程度縮小する（公社を活用せず府の用地取得体制のみで実施できる規模）までは公社を活用した用地取得体制を維持する。」という現状・方向性、及び、令和3年1月策定の都市整備中期計画においては、府と役割分担のもと用地取得業務に当公社を活用することを確認している。これを受け、府OB（用地業務経験者）の再雇用が減少傾向にある中、用地取得専門機関としての機能維持のためにプロパー職員等の計画的な採用を進めているところ。 <p>R2 プロパー6名採用 R3 プロパー4名採用、緊急措置として専門職員（65歳超）2名採用 R4 プロパー1名採用、緊急措置として専門職員（65歳超）7名採用</p>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・「新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）及び関連道路」の令和9年供用に向けた用地取得の着実な推進
- ・用地取得専門機関としての機能維持するための体制の構築
- ・今後、長期保有資産を発生させない買戻しルールの徹底

【上記課題に対する対応方針等】

- ・新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）完了に向けた組織体制の構築
- ・府と公社を通じた戦略的な用地取得体制の構築に向けた検討に積極的に関与し、複数年度を見通したプロパー職員の採用等
- ・長期保有資産（5年以上保有）を発生させないための買戻しルールの徹底

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

理事長は、公社のトップとして公社全体のマネジメントするとともに、主要課題である新名神高速道路事業及び関連事業の用地取得を早期完了、その他の府から依頼された用地取得業務を推進させるためNEXCOや大阪府等の関係機関幹部への働きかけ、資金コストの軽減と安定的な供給を受けるため、金融機関幹部との情報交換に取り組んでいる。

また、公社が用地取得の専門機関としての役割をより一層果たしていくためには、公社組織の再構築に向けた具体的な取組みが緊急課題である。今後も府OBの確保が厳しいなか、計画的にプロパー職員を採用していくことが最重要課題となっている。

○これまでの成果や実績など

- ・新名神高速道路（高槻市域）の用地取得の進捗率は、面積比92%、関連道路の長尾八幡線の進捗率は、面積比93%となっており、困難案件を中心にNEXCOや大阪府の幹部職員との調整を行っているところ。
- ・売り手市場の状況下で大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点からの紹介による有料人材紹介会社の活用等により、令和2年度から令和4年度にかけて計11名のプロパー職員を確保、さらに残る欠員については緊急措置として65歳超の専門職員を制度化し、上記期間に計9名を確保した。
- ・先行取得用地について、4年以内に買戻しを行うルールの徹底について府と確認し適切に執行している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

平成20年度末に発せられた府の派遣職員引揚げ方針により、平成21年度末で府派遣職員を引き上げた。そのため、平成22年度からは、府と公社で役割を分担し、用地取得を行っている。また、平成21年度のあり方検討で常務理事を2名から1名に、監事についても府OB監事を廃止し、2名から1名へと見直しを行うなど組織運営体制の効率化を図ってきた。

公社は、①府やNEXCOの公共事業に係る用地取得を担当すること、②府の指定出資法人として、監査をはじめとした様々な業務面で府の基準に準じた運営が求められること、③予算や資金調達には、府（都市整備部）との十分な連携が必要であること（公社の借入に関する府の債務保証が必要）、④組織体制の確立に向けた多様な人材確保を行うため、府の労働所管部局等からの情報収集などを行いつつ迅速に方針を決定する必要性があることから、府幹部職員としての経験が豊富である人材が望まれる。

公共用地取得業務をはじめとした府のプロジェクト状況を熟知し、府の人事や労働行政に精通した、見識のある民間人材は限られており、このような高度な知識を有する人材が欠けた場合には、公社の業務運営が停滞することにより計画的な用地取得に遅れが生じること、また公社組織体制の確立が遅れることは、府の用地取得体制に影響を及ぼし府の公共事業の推進に支障となる。

公社の業務は府と一体となって進めるため、公社の事業実施に府の施策を反映させることが何にも増して重要である。また、関係機関等との調整も府の施策や公共事業等の制約を熟知した上で行うことが求められることから、理事長は、府関係者が就任する必要がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票18

法人名	大阪府土地開発公社					
法人所管課	都市整備部用地課					
設立年月日	昭和49年5月1日（昭和35年11月24日（財）大阪府開発協会として発足）					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）	60名		うち府派遣	8名	うち府退職者	25名
主な事業概要	公有地の拡大の推進に関する法律17条第1項及び第2項に掲げる業務 ・道路、河川等の公共用地の取得、管理、処分 ・国、公団等の委託に基づく用地取得の交渉受託等 ・その他附帯業務（ただし、住宅用地の造成事業等の独自事業はなし。）					
対象役員	常務理事					
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	3回	うち臨時的に開催したもの	1回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関（会議）名		構成員		開催頻度	
	役員会議		理事長、常務理事 事務局長、総務経理課長、用地課長、特命調査役、調査役		隔週1回（隔週火曜日）	
【前回見直し時の法人の課題等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・「新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）及び関連道路」の平成35年供用に向けた用地取得の着実な推進 ・用地取得専門機関としての機能維持するための体制構築 ・今後、長期保有資産を発生させない買戻しルールの徹底 						
【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】						
<ul style="list-style-type: none"> ・常務理事は、公社のコンプライアンス等に関する指導、法人運営に関する取りまとめや府での豊かな経験により、理事である都市整備部長との情報共有や人的な繋がりを生かした主管部局との調整を行い理事長が意思決定するためのサポート。 ・事務局の円滑な業務推進に向けた指導、その他事務局で対応しきれない府や他の関係機関との調整業務 ・新規採用職員が定着しやすい職場環境整備づくり。（職員向け研修などコンプライアンスの徹底） 						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】						
<ul style="list-style-type: none"> ・新名神高速道路（高槻市域）の用地取得は面積比92%、関連道路の長尾八幡線においては面積比93%まで進捗した。 ・先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、各事業の将来の新規取得額及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する府の『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減に努めた結果、計画より早期の令和2年度末に長期保有資産を解消した。（策定時の計画では、長期保有資産解消時期は令和4年度末。） ・こうした経営健全化の取組みを踏まえた結果、令和4年2月策定の「令和4年度行政経営の取り組み」における公社のあり方については「府の用地取得規模が一定程度縮小する（公社を活用せず府の用地取得体制のみで実施できる規模）までは公社を活用した用地取得体制を維持する。」という現状・方向性、及び、令和3年1月策定の都市整備中期計画においては、府と役割分担のもと用地取得業務に当公社を活用することを確認している。これを受け、府OB（用地業務経験者）の再雇用が減少傾向にある中、用地取得専門機関としての機能維持のためにプロパー職員等の計画的な採用を進めているところ。 						
R2	プロパー6名採用					
R3	プロパー4名採用、緊急措置として専門職員（65歳超）2名採用					
R4	プロパー1名採用、緊急措置として専門職員（65歳超）7名採用					

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・「新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）及び関連道路」の令和9年供用に向けた用地取得の着実な推進
- ・用地取得専門機関としての機能維持するための体制構築
- ・今後、長期保有資産を発生させない買戻しルールの徹底

【上記課題に対する対応方針等】

- ・新名神高速道路事業（Ⅱ期区間）完了に向けた組織体制の構築
- ・府と公社を通じた戦略的な用地取得体制の構築に向けた検討に積極的に関与し、複数年度を見通したプロパー職員の採用等
- ・長期保有資産（5年以上保有）を発生させないための買戻しルール of 徹底

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・常務理事は、公社のコンプライアンス等に関する指導、法人運営に関する取りまとめや府での豊かな経験により、理事である都市整備部長との情報共有や人的な繋がりを生かした主管部局との調整を行い理事長が意思決定するためのサポート。
- ・事務局の円滑な業務推進に向けた指導、その他事務局で対応しきれない府や他の関係機関との調整業務
- ・新規採用職員が定着しやすい職場環境整備づくり。（職員向け研修などコンプライアンスの徹底）

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

平成20年度末に発せられた府の派遣職員引揚げ方針により、平成21年度末で府派遣職員を引き上げた。そのため、平成22年度からは、府と公社で役割を分担し、用地取得を行っている。また、平成21年度のあり方検討で常務理事を2名から1名に、監事についても府OB監事を廃止し、2名から1名へと見直しを行うなど組織運営体制の効率化を図ってきた。

公社は、①府やNEXCOの公共事業に係る用地取得を担当すること、②府の指定出資法人として、監査をはじめとした様々な業務面で府の基準に準じた運営が求められること、③予算や資金調達には、府（都市整備部）との十分な連携が必要であること（公社の借入に関する府の債務保証が必要）、④組織体制の確立に向けた多様な人材確保を行うため、府の労働所管部局等からの情報収集などを行いつつ迅速に方針を決定する必要性があることから、府幹部職員として経験が豊富である人材が望まれる。

公共用地取得業務をはじめとした府のプロジェクト状況を熟知し、府の人事や労働行政に精通した、見識のある民間人材は限られており、このような高度な知識を有する人材が欠けた場合には、公社の業務運営が停滞することにより計画的な用地取得に遅れが生じること、また公社組織体制の確立が遅れることは、府の用地取得体制に影響を及ぼし府の公共事業の推進に支障となる。

公社の業務は府と一体となって進めるため、公社の事業実施に府の施策を反映させることが何にも増して重要である。また、関係機関等との調整も府の施策や公共事業等の制約を熟知した上で行うことが求められることから、常務理事は、府関係者が就任する必要がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票19

法人名	大阪府住宅供給公社																																
法人所管課	都市整備部住宅建築局居住企画課																																
設立年月日	昭和40年11月1日																																
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名																											
			その他																														
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名																											
職員数(常勤)	165名		うち府派遣	5名	うち府退職者	0名																											
主な事業概要	○公社賃貸住宅約21,000戸の管理・運営 ○管理代行制度に基づく府営住宅308住宅約117,000戸の計画修繕業務の受託 ○大阪府の関連プロジェクト事業等の円滑な実施 ○セーフティネットとして、民間賃貸住宅市場では対応が十分でない住宅の供給 ○先進的なリノベーション住宅やDIY対応住宅の供給など民間を先導する取組みの推進 ○新婚・子育て世帯や高齢者世帯などへの支援及び地域のまちづくりへの貢献 ○分譲マンションの管理の適正化や住宅確保要配慮者の居住支援																																
対象役員	理事長(常勤)																																
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	3回	うち臨時的に開催したもの		1回																												
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無																																
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度																												
	経営会議		理事長、副理事長、常務理事、監事、総務企画部長、整備推進部長、住宅経営部長、理事長が特に指名する者		月1回、随時																												
【前回見直し時における法人の課題等】 ○財務基盤の強化 ○自立化に向けた組織体制の構築 ○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上 ○公社賃貸住宅のストック有効活用 ○「住まうビジョン・大阪(平成28年12月)における施策の柱立てにもとづく事業の展開」 ○府営住宅計画修繕の適正執行 ○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得 【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】 (理事長) ○知事が任命する最高経営責任者 ・公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る最高責任者 【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 ○財務基盤の強化 ・借入金残高 R3年度末 1,241億円(見込) ・公社債券の格付け維持(H30.10～:AA-安定的) 公社債券の計画的発行																																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">《公社債券発行実績(億円)》</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">《借入金残高(億円)》</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>年度</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3(見込)</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>200</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>実績</td> <td>1,367</td> <td>1,321</td> <td>1,277</td> <td>1,241</td> </tr> </table>						《公社債券発行実績(億円)》				《借入金残高(億円)》				年度	H30	R1	R2	R3	年度	H30	R1	R2	R3(見込)	実績	200	120	80	50	実績	1,367	1,321	1,277	1,241
《公社債券発行実績(億円)》				《借入金残高(億円)》																													
年度	H30	R1	R2	R3	年度	H30	R1	R2	R3(見込)																								
実績	200	120	80	50	実績	1,367	1,321	1,277	1,241																								
○自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減 《H21》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター 常勤職員 305名(うち、府派遣職員78名) 《R4》 1室 3部 13課 3センター 常勤職員 165名(うち、府派遣職員5名)																																	

- 公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上
 - ・約2.1万戸の公社賃貸住宅の安定的な経営
 - 住宅稼働率の水準を維持（R3年度末 93.1%）
- 公社賃貸住宅のストック有効活用
 - ・ストック活用実施計画（平成27年6月策定）を改定し、中期経営計画に合わせた令和4年度から令和13年度までのストック活用計画を新たに策定
- 「住まうビジョン・大阪（令和3年12月）」における施策の方向性に基づく事業の展開
 - ・新婚子育て層及び高齢者世帯等を対象に、一定期間他の申込者に対し優先申込みできる制度の実施
 - ・住宅セーフティネット構築への取り組みとして、平成27年3月に設置された「Osakaあんしん住まい推進協議会」に正会員として加入、大阪府とともに事務局の一部を担う
 - ・障がいのある方々の地域での自立した暮らしを支援するため、公社賃貸住宅の一部の空き家をグループホームとして活用（H25～）
 - ・泉北ニュータウンの茶山台団地を団地再生のリーディングプロジェクト団地として位置付け、地域のまちづくりやコミュニティ活性化の取組みの推進や、若年層の入居促進を目的に堺市・民間企業と連携して先進的なリノベーション住宅やDIY対応住宅等を供給。
- 府営住宅計画修繕の適正執行
 - ・R1：7,494百万円（339件）、R2：6,153百万円（351件）
- 府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得
 - ・令和3年度末で受託期間終了

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

■ 令和4年4月に策定した「中期経営計画（令和4年度～13年度）」の着実な実現

- 財務基盤の強化
 - ・借入金の計画的縮減
 - 令和13年度末の借入金残高目標を1,100億円以下に設定

年度 計画	R4	R8	R13
《借入金残高（億円）》	1,220	1,174	1,089

 - ・公社債券の格付け（H30.10～：AA－安定的）維持及び計画的な発行
 - 《発行実績》
 - 格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）
 - H24 から R3 計20回 1,255億円発行
- 自立化に向けた組織体制の構築
 - ・業務内容や業務量に応じた効率的な組織体制の構築
 - 令和8年度末 定数計画 168人
 - ・組織の活力維持・活性化のための人材の育成確保
 - ※ 府派遣職員が組織の中核を担ってきたことからプロパー職員の育成が急務
- 公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上
 - ・R13度末の稼働率：92%以上
- 公社賃貸住宅のストック有効活用
 - ・ストック活用計画の着実な実施
 - 令和4年度から令和13年度までの実施計画を策定 ※（ ）は経営計画数値目標
 - ・将来を見据えたストック活用（管理戸数の適正化 R13末：約2万戸以下）
 - ・安全・安心な住まいづくり（耐震化率の向上 R13末：約97%）
 - ・快適な住まいづくり（住戸リノベーション実施 250戸/年）
 - ・環境に配慮した住まいづくり
 - ・地域のまちづくりへの貢献

○「住まうビジョン・大阪（令和3年12月）」における施策の方向性に基づく事業の展開

- ・くらしの質を高める
- ・都市の魅力を育む
- ・安全を支える
- ・安心のくらしをつくる

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として適正かつ円滑な事業推進が不可欠

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・津田サイエンスヒルズ定借区画の期限到来（売却・再契約）

【上記課題に対する対応方針等】

■経営計画（R4～R13）の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・約2.1万戸の大規模な公社賃貸住宅の安定的な経営
→ 住宅稼働率の水準（R13：92%以上）を維持
- ・公社債券の格付け（AA-安定的）維持及び計画的な発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じ、効率的な組織体制になるよう、常に組織の見直しを進める。
- ・プロパー職員の士気を高めるとともに、経営力を有するプロパー職員を育成し、公社の自立化を促進
- ・プロパー職員の継続的な採用や資質向上・意識改革を目的とした職員研修の実施

○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上

- ・募集カウンターのサービス向上や販売チャネルの拡充
- ・多様な媒体を活用したプロモーション戦略と公社住宅「SMALIO（スマリオ）」のブランディングを進める
- ・家賃等の債務を保証する機関保証制度の利用促進や債券回収等の対策により、家賃収納率の向上に努める

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・建替事業費の確保及び建設年度の古い団地や耐震性のない団地（住棟）を優先
- ・団地の特性に応じて建替え、集約、経営廃止などを適切に選択
- ・入居者の居住の安定に配慮
- ・将来の住宅ニーズの変化への対応
リフォーム・リノベーション住宅の拡充
- ・まちづくりへの貢献"

○「住まうビジョン・大阪（令和3年12月）」における施策の方向性に基づく事業の展開

大阪府の住宅・まちづくり政策への貢献と自立した経営体の確立に向け、中期経営計画（R4～R13）を策定

- ・住宅ストックや民間の力を活かし、社会の変化に応じた暮らし方を提供
誰もが暮らしやすい環境整備、地域のまちづくりとコミュニティ活性化、良質な住宅ストックの形成
- ・公的機関として信用力を活かした住宅・まちづくり施策の推進
住宅確保要配慮者の居住支援、分譲マンションの管理の適正化、住情報の提供や住宅市場の環境整備
- ・知識と経験を活かした住宅・まちづくり施策の推進
技術力を生かした市町村からの受託業務、府営住宅の計画修繕業務、その他受託業務の拡大"

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として、府と密接な連絡・連携体制を構築し、適正かつ円滑な事業推進を図る。

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・商工労働部が管轄する和泉テクノステージの定借区画の期限到来における大阪府の対応方針に準じ、企業に買取を前提とした再契約を認める方向で企業体と交渉を行う。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すること）】

理事長は公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る知事が任命する最高責任者

<これまでの成果・実績>

○経営改善（財務基盤の強化）

- ・令和3年度決算まで16期連続で黒字を維持
- ・平成3年度末の借入金残高（見込）は1,241億円であり、計画以上の縮減を実現
- ・公社債券の格付け（H30.10～：AA－安定的）維持及び計画的な発行
《発行実績》格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）
H24 から R3 計20回 1,255億円発行
- ・公社賃貸住宅の稼働率の維持（令和3年度末稼働率：93.1%）

○自立化に向けた組織体制の構築

《平成21年度》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター
常勤職員 305名（うち、府派遣職員78名）
《令和4年度》 1室 3部 13課 3センター
常勤職員 165名（うち、府派遣職員 5名）

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・オーナーとの協議を進め、契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）を実施。
管理戸数 H21末：156団地（4,538戸） H29末：5団地（137戸） H30末で管理終了

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・ストック活用計画（令和4年度～令和13年度）を策定

○「住まうビジョン・大阪（令和3年12月）」における施策の方向性に基づく事業の展開

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・R1：7,494百万円（339件）、R2：6,153百万円（351件）

○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得

- ・北摂①地区、堺市南区地区を受託（受託期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日）

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・《R2売却》都市計画道路（枚方津田線）の処分 《H29売却》箕面新町（第三区域）

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

大阪府住宅供給公社は、令和4年4月に中期経営計画（令和4年度～令和13年度）を策定し、府の政策を補完する役割を担いつつ、資金調達力や経営企画力を備えた自立した経営体を目指している。

そのため、多額の借入金残高の計画的な縮減が至上命題である。令和3年度末の借入金残高（見込）は、1,241億円（うち府の損失補償約300億円）と計画どおり縮減しているが、返済が滞れば府の財政に甚大な影響があることから、府が主体的に関与する必要があることは、前回審査時と同様である。

また、市場公募債の発行（府の損失補償なし）において、その格付けを維持するためにも、安定した経営と府の住宅まちづくり政策への貢献が不可欠である。

これらのことを踏まえ、引き続き、府政策への貢献や経営基盤の強化と自立した経営体の確立等を図るため、上記課題に対する対応方針等に掲げた項目を、各役員が公社職員を指導監督しながら着実に実現することが不可欠である。

理事長には、公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る最高責任者として、府の政策に精通し府財政をよく理解している府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票20

法人名	大阪府住宅供給公社																																		
法人所管課	都市整備部住宅建築局居住企画課																																		
設立年月日	昭和40年11月1日																																		
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名																													
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名																													
職員数(常勤)	165名		うち府派遣	5名	うち府退職者	0名																													
主な事業概要	○公社賃貸住宅約21,000戸の管理・運営 ○管理代行制度に基づく府営住宅308住宅約117,000戸の計画修繕業務の受託 ○大阪府の関連プロジェクト事業等の円滑な実施 ○セーフティネットとして、民間賃貸住宅市場では対応が十分でない住宅の供給 ○先進的なりノバージョン住宅やDIY対応住宅の供給など民間を先導する取組みの推進 ○新婚・子育て世帯や高齢者世帯などへの支援及び地域のまちづくりへの貢献 ○分譲マンションの管理の適正化や住宅確保要配慮者の居住支援																																		
対象役員	副理事長(常勤・技術)																																		
理事会・取締役会の開催状況	R3年度実績	3回	うち臨時的に開催したもの	1回																															
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無																																		
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度																															
	経営会議	理事長、副理事長、常務理事、監事、経営戦略室長、総務企画部長、整備推進部長、住宅経営部長、理事長が特に指名する者		月1回、随時																															
【前回見直し時における法人の課題等】 ①財務基盤の強化 ②自立化に向けた組織体制の構築 ③公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上 ④公社賃貸住宅のストック有効活用 ⑤「住まうビジョン・大阪(令和3年12月)における施策の柱立てにもとづく事業の展開」 ⑥府営住宅計画修繕の適正執行 ⑦大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施																																			
【対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】 ○自立化に向けた組織体制の構築 ○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上 ○公社賃貸住宅のストック有効活用 ○「住まうビジョン・大阪(令和3年12月)における施策の柱立てにもとづく事業の展開」 ○府営住宅計画修繕の適正執行 ○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施 ○建設工事等審査会の統括者																																			
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 ①財務基盤の強化 ・借入金残高 R3年度末 1,241億円 ・公社債券の格付け維持(H30.10～:AA-安定的) 公社債券の計画的発行																																			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">《公社債券発行実績(億円)》</td> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">《借入金残高(億円)》</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>年度</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>200</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>実績</td> <td>1,367</td> <td>1,321</td> <td>1,277</td> <td>1,241</td> </tr> </table>							《公社債券発行実績(億円)》					《借入金残高(億円)》				年度	H30	R1	R2	R3	年度	H30	R1	R2	R3	実績	200	120	80	50	実績	1,367	1,321	1,277	1,241
	《公社債券発行実績(億円)》					《借入金残高(億円)》																													
年度	H30	R1	R2	R3	年度	H30	R1	R2	R3																										
実績	200	120	80	50	実績	1,367	1,321	1,277	1,241																										
②自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減 《H21》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター 常勤職員 305名(うち、府派遣職員78名) 《R4》 1室 3部 13課 3センター 常勤職員 165名(うち、府派遣職員5名)																																			

- ③公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上
 - ・約2.1万戸の公社賃貸住宅の安定的な経営
 - 住宅稼働率の水準を維持（R3年度末 93.1%）
- ④公社賃貸住宅のストック有効活用
 - ・ストック活用実施計画（平成27年6月策定）を改定し、中期経営計画に合わせた令和4年度から令和13年度までのストック活用計画を新たに策定
- ⑤「住まうビジョン・大阪（令和3年12月）」における施策の方向性に基づく事業の展開
 - ・新婚子育て層及び高齢者世帯等を対象に、一定期間他の申込者に対し優先申込みできる制度の実施
 - ・住宅セーフティネット構築への取り組みとして、平成27年3月に設置された「Osakaあんしん住まい推進協議会」に正会員として加入、大阪府とともに事務局の一部を担う
 - ・障がいのある方々の地域での自立した暮らしを支援するため、公社賃貸住宅の一部の空き家をグループホームとして活用（H25～）
 - ・泉北ニュータウンの茶山台団地を団地再生のリーディングプロジェクト団地として位置付け、地域のまちづくりやコミュニティ活性化の取り組みの推進や、若年層の入居促進を目的に堺市・民間企業と連携して先進的なリノベーション住宅やDIY対応住宅等を供給。
- ⑥府営住宅計画修繕の適正執行
 - ・R1：7,494百万円（339件）、R2：6,153百万円（351件）
- ⑦大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
 - 《R2売却》都市計画道路（枚方津田線）の処分 《H29売却》箕面森町（第三区域）

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】
 ※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

■ 令和4年4月に策定した「中期経営計画（令和4年度～13年度）」の着実な実現

- ①財務基盤の強化
 - ・借入金の計画的縮減
 - 令和13年度末の借入金残高目標を1,100億円以下に設定
 - 《借入金残高（億円）》

年度	R4	R8	R13
計画	1,220	1,174	1,089
 - ・公社債券の格付け（H30.10～：AA－安定的）維持及び計画的な発行
 - 《発行実績》
 - 格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）
 - H24 から R3 計20回 1,255億円発行
- ②自立化に向けた組織体制の構築
 - ・業務内容や業務量に応じた効率的な組織体制の構築
 - 令和8年度末 定数計画 168人
 - ・組織の活力維持・活性化のための人材の育成確保
 - ※ 府派遣職員が組織の中核を担ってきたことからプロパー職員の育成が急務
- ③公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上
 - ・R13度末の稼働率：92%以上
- ④公社賃貸住宅のストック有効活用
 - ・ストック活用計画の着実な実施
 - 令和4年度から令和13年度までの実施計画を策定 ※（ ）は経営計画数値目標
 - ・将来を見据えたストック活用（管理戸数の適正化 R13末：約2万戸以下）
 - ・安全・安心な住まいづくり（耐震化率の向上 R13末：約97%）
 - ・快適な住まいづくり（住戸リノベーション実施 250戸/年）
 - ・環境に配慮した住まいづくり
 - ・地域のまちづくりへの貢献

⑤「住まうビジョン・大阪（令和3年12月）」における施策の方向性に基づく事業の展開

- ・くらしの質を高める
- ・都市の魅力を育む
- ・安全を支える
- ・安心のくらしをつくる

⑥府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として適正かつ円滑な事業推進が不可欠

⑦大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・津田サイエンスヒルズ定借区画の期限到来（売却・再契約）

【上記課題に対する対応方針等】

■経営計画（R4～R13）の着実な実現

①財務基盤の強化

- ・約2.1万戸の大規模な公社賃貸住宅の安定的な経営
→ 住宅稼働率の水準（R13：92%以上）を維持
- ・公社債券の格付け（AA-安定的）維持及び計画的な発行

②自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じ、効率的な組織体制になるよう、常に組織の見直しを進める。
- ・プロパー職員の士気を高めるとともに、経営力を有するプロパー職員を育成し、公社の自立化を促進
- ・プロパー職員の継続的な採用や資質向上・意識改革を目的とした職員研修の実施

③公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上

- ・募集カウンターのサービス向上や販売チャネルの拡充
- ・多様な媒体を活用したプロモーション戦略と公社住宅「SMALIO（スマリオ）」のブランディングを進める
- ・家賃等の債務を保証する機関保証制度の利用促進や債券回収等の対策により、家賃収納率の向上に努める

④公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・建替事業費の確保及び建設年度の古い団地や耐震性のない団地（住棟）を優先
- ・団地の特性に応じて建替え、集約、経営廃止などを適切に選択
- ・入居者の居住の安定に配慮
- ・将来の住宅ニーズの変化への対応
- ・リフォーム・リノベーション住宅の拡充
- ・まちづくりへの貢献

⑤「住まうビジョン・大阪（令和3年12月）」における施策の方向性に基づく事業の展開

大阪府の住宅・まちづくり政策への貢献と自立した経営体の確立に向け、中期経営計画（R4～R13）を策定

- ・住宅ストックや民間の力を活かし、社会の変化に応じた暮らし方を提供誰もが暮らしやすい環境整備、地域のまちづくりとコミュニティ活性化、良質な住宅ストックの形成
- ・公的機関として信用力を活かした住宅・まちづくり施策の推進住宅確保要配慮者の居住支援、分譲マンションの管理の適正化、住情報の提供や住宅市場の環境整備
- ・知識と経験を活かした住宅・まちづくり施策の推進。技術力を生かした市町村からの受託業務、府営住宅の計画修繕業務、その他受託業務の拡大

⑥府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として、府と密接な連絡・連携体制を構築し、適正かつ円滑な事業推進を図る

⑦大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・商工労働部が管轄する和泉テクノステージの定借区画の期限到来における大阪府の対応方針に準じ、企業と買取を前提に交渉を進めるが、買取が困難な場合は再契約を認める方向で企業と交渉を行う。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

公社の経営は、「経営計画（平成24～33年度）」に基づく経営改善の結果、借入金残額1,400億円以下とする目標を平成30年度末に前倒して達成した一方で、公社ストックへの投資抑制により、設備等の老朽化や空家の増加などへの対応が課題となっている。

「中期経営計画（令和4年～13年）」においては、府が策定した「住まうビジョン・大阪」における公的賃貸住宅の量的縮小（30年間で戸数2割減）を踏まえ、30年間で公社の管理戸数2割減をめざし、戸数削減の目標を掲げている。今後具体化に向け、各市町（全36市町）で設置する協議会（公的賃貸住宅事業者間が連携する場）において、公社も主体的な役割が期待される。

現行体制は、理事長のもとに常務理事2名を配置しており、中でも常務理事（技術）は、特に公社賃貸住宅のストックを有効に活用するため、財務体質の改善を図りつつ、建替えや集約、経営廃止、耐震改修、住戸改善等団地の特性に応じ公社団地の再生に向けた取り組みの円滑な事業推進を担ってきた。

これらに加え、令和4年度からは「次期経営計画」に基づき、公社ストックへの投資やまちづくり、府営住宅の管理代行、経営基盤等の強化への取組み、さらに各市町で設置する協議会（公的賃貸住宅事業者間が連携する場）を含め公社運営上の判断事項が増大し、管理スパンが拡大する。

以上のことから、公社の経営改善を図るとともに事業の総合調整を行いつつ、公社が抱える諸課題に対し、関係機関とのトップ協議等がより一層必要となることから、理事長代行としての「副理事長」の職が必要である。

【人的関与の必要性】

公社は、約21,000戸の公社賃貸住宅、府営住宅約117,000戸の計画修繕業務を行うなど、府施策の関連性を有し、良好な住宅・住環境の供給という府施策を補完する役割を担っている。

また、約1,300億円の借入金の削減が最大の課題であり、公社の借入金に対する府の損失補償も約300億円と膨大で、公社の経営改善の取組みは、府財政に甚大な影響を及ぼすものである。

以上のとおり、公社が府の住宅・まちづくり施策と密接な関係を有しており、「次期経営計画」を着実に達成するため、「副理事長」を設置して、府がより主体的に関与する必要がある。

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

(令和4年4月1日現在)

氏名	職名	備考
飯島 奈絵	堂島法律事務所 弁護士	—
上野山 達哉	大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	—
川崎 ますみ	オフィス・リオ 中小企業診断士	—
久保 明代	株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長	—
坂本 守孝	坂本会計事務所 公認会計士	—
山田 美智子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員	—
吉村 典久	大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	会長

(五十音順・敬称略)